

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み

(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)

1995 年 ～ 2015 年

平成 29 年〇月

鎌 倉 市

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

平和都市宣言

昭和 33 年 8 月 10 日 鎌倉市

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

鎌倉市民憲章

制定 昭和 48 年 11 月 3 日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

市の木市の花

制定 昭和 50 年 10 月 25 日

○市の木 ヤマザクラ(オオシマザクラを含む＝バラ科)

ヤマザクラは、春になると新葉とともに白い五弁の花を開き、昔から和歌などに多く詠まれ、日本人に愛されてきました。かつては鎌倉の山にもたくさんあり、薪・炭材として使われていました。今も山のあちこちに残っていて春になるとみごとな花が楽しめます。



ヤマザクラ

○市の花 リンドウ(リンドウ科)

リンドウは、秋になるとひっそりと紫の花をつけます。やや乾いた山地や草地に生える多年草で、葉はササに似て対生します。リンドウの葉と花を図案化した「ササリンドウ」が鎌倉市の市章になっています。



リンドウ

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

発刊あいさつ

鎌倉市長 松尾 崇

- ・鎌倉市は平成 8 年に全国に先駆けて緑の基本計画を策定し、平成 9 年には緑の保全及び創造に関する条例を制定、鎌倉市緑政審議会を設置した。
- ・永年の主要課題であった市街化区域内の三大緑地の保全をはじめとして、審議会からの答申、意見の緑政への反映などを通して、計画実現に向けた多くの取り組みを進めてきた。
- ・古都法 50 周年、都市公園法 60 周年の節目の時期を迎え、これまでのあゆみをまとめようという気運が醸成されたという背景を入れる。

はじめに

鎌倉市緑政審議会会長

興水 肇

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

目次（案）

◆はじめに

○鎌倉市長あいさつ

【松尾 崇 市長】

○鎌倉市緑政審議会会長 はじめに

【奥水 肇 会長】

第 1 章 前史

○明治時代～昭和時代……………4

○昭和時代……………6

○平成時代以降……………8

第 2 章 緑の基本計画の策定と改訂及び緑政審議会の概略

1 鎌倉市緑の基本計画の概略……………12

(1) 緑の基本計画の特徴

(2) 緑の基本計画改訂の趣旨

(3) 緑の基本計画策定・改訂の経過

(4) 緑の基本計画の位置づけ

2 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例の制定……………14

(1) 緑の保全条例策定の経過

(2) 新たな条例の構成

(3) 旧条例との変更点

3 鎌倉市緑政審議会の概略……………16

(1) 設置の目的

(2) 特色及び審議案件

(3) 主な審議項目等

(4) 鎌倉市緑政審議会委員

第 3 章 緑地保全の取り組み

1 三大緑地……………19

(1) 広町

(2) 台峯

(3) 常盤山

2 近郊緑地の取り組み……………27

(1) 首都圏近郊緑地保全法制定までの経過等

(2) 指定の経過

(3) 緑政審議会における議論、意見のまとめ

(4) 都市計画決定の内容

(5) 関連した取り組み

3 特別緑地保全地区指定の取り組み……………29

(1) 指定の背景

(2) 緑政審議会における議論、意見のまとめ

(3) 緑の基本計画における位置付け

(4) 都市計画決定の内容

(5) 関連した取り組み・緑地保全推進地区制度の創設、保存樹林等

第 4 章 整備した都市公園の取り組み

1 緑の基本計画における都市公園等の整備目標水準について……………31

2 緑政審議会における都市公園等の整備に係る事項……………32

3 鎌倉市内の大規模公園の紹介……………33

ア 鎌倉海浜公園

イ 源氏山公園

ウ 鎌倉中央公園

エ 散在ガ池森林公園

オ 夫婦池公園

カ 六国見山森林公園

第 5 章 都市緑化の取り組み……………40

1 風致地区内における取り組み……………41

(1) 風致地区指定拡大の経過

(2) 風致地区・開発事業区域等の緑化

2 まち並みのみどりの奨励事業……………42

(1) 制度の概要

(2) 方針

(3) 取り組みと実績

3 開発事業条例に係る緑化等……………43

(1) 制度の概要

(2) 方針

(3) 取り組みと実績

4 身近な緑のための取り組みの方向性……………44

第 6 章 市民活動の展開

1 緑のレンジャー……………40

(1) 緑のレンジャー（シニア）

(2) 緑のレンジャー（ジュニア）

(3) 方針

(4) 取り組みと実績

2 緑の学校……………47

(1) 目的

(2) 講座内容（平成 27 年度）

(3) 取り組みと実績

3 公園愛護会など……………48

(1) 公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会

(2) 緑地保全ボランティアグループ

(3) 緑化推進団体

ア（公財）鎌倉風致保存会

イ（公財）鎌倉市公園協会

第 7 章 コラム

1 緑政審議会

2 国、県……………54

3 市関連……………54

第 8 章 外部からの評価

1 緑の都市賞……………57

2 緑の基本計画優良事例表彰……………57

3 鎌倉風致保存会表彰……………57

4 鎌倉市公園協会表彰……………57

第 9 章 緑と関係が深い市の施策

1 歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的とした取り組み……………59

(1) 景観重要建造物と一体となった都市公園

(2) 取り組みと実績

第 10 章 資料

1 緑の基本計画の図面の対比による成果……………61

2 緑地保全基金の経緯

3 鎌倉市緑政審議会委員の開催記録と歴代委員、事務局

4 関係する成果、写真、報道資料等

◆おわりに

【越澤 明 緑政審議会会長職務代理】

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

第 1 章 前 史

鎌倉市のまちづくりの基礎となった法整備等に触れながら、別荘の地として多くの文人・文士が住んだ頃のまちづくりや「昭和の鎌倉攻め」といわれる宅地ブームのはじまりで都市構造が大きく変化した時代の流れを振り返ります。

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

○明治時代～昭和初期

・江戸時代には静かな農漁村であった鎌倉は、明治維新後に、観光対象としての史跡名勝の地としてだけでなく、海水浴場としての鎌倉も大きな存在を示し、鉄道の整備などにより発展します。
 ・大正時代になると、別荘の地として多くの文人・文士が住み、この頃から現在も残る、いわゆる洋風建築物が建てられるようになりました。

鎌倉市の動向		鎌倉市の緑地保全制度適用の変遷等		国・県の動向など
明治 17 年～45 年	良好な海水浴場として紹介されたことや、横須賀線・江ノ電の開通により、まちが発展した。	明治 30 年 (1897 年) 明治 31 年 (1898 年) 大正 8 年 (1919 年)	・市内で初めての保安林指定	・(旧)森林法公布 ・(旧)都市計画法公布 ・市街地建築物法公布
大正期～昭和初期	別荘の地・観光の地として多くの文人が住み、観光客が訪れるようになった。この時期、鎌倉山が別荘地として開発された。	 <p>■(左)旧安保小児科 (右)旧和辻邸</p>		
昭和 23 年	合併に伴い、現在の鎌倉市が成立した。	昭和 13 年 (1938 年) 昭和 26 年	・鎌倉風致地区 (約 2,263.40ha) の指定	・森林法公布

江ノ電開通・明治の鎌倉の記録



■開通当時の江ノ電(七里ガ浜あたり)
 江ノ電は明治 35 年に工事をはじめ、明治 43 年に鎌倉～藤沢の全線が開通しました。
 出典：「かまくら」(鎌倉市教育委員会)



■明治期の鎌倉の様子(明治 29 年)
 (鎌倉中央図書館所蔵)

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

海水浴場の記録



■良好な海水浴場として紹介され、保養の適地として栄えた海水浴場。出典：〇〇〇〇

鎌倉山住宅地の記録



■鎌倉山の住宅地。(全体図) 出典：〇〇〇〇



■鎌倉山の住宅地。(販売広告チラシ) 出典：〇〇〇〇



■鎌倉山の住宅地。(ゴルフ練習場) 出典：〇〇〇〇



■鎌倉山の住宅地。(自動車専用道路周辺) 出典：〇〇〇〇



■鎌倉山の住宅地。出典：〇〇〇〇



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

○昭和時代

- ・昭和 35 年頃から「昭和の鎌倉攻め」といわれる宅地ブームが始まり、七里ガ浜、今泉などの大規模な宅地造成により樹林地が減少し、都市構造が大きく変化しました。
- ・鶴岡八幡宮裏山に宅地化の波が押し寄せ、鎌倉の文化人や多くの市民等による古都を守ろうとする大きな力は、古都保存法^{※1}制定の契機になりました。

鎌倉市の動向		鎌倉市の緑地保全制度適用の変遷等	国・県の動向など	
昭和 30 年代	<ul style="list-style-type: none"> ・東海道線沿いに工場を誘致したことや、丘陵地への宅地開発が活発化したことで、内陸部を含め市街地が急速に拡大した。 ・この開発の波が鶴岡八幡宮の裏山にあたる御谷にまで広がったことで、市民の開発反対運動が広がった。 	昭和 31 年 (1956 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法公布 ・首都圏整備法公布 ・宅地造成等規制法公布 ・宅地造成事業法公布 	
昭和 40 年代		昭和 36 年 (1957 年)		
 <p>■丘陵地の開発</p>  <p>■湘南モノレール</p>	昭和 41 年 (1966 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・源氏山公園都市計画決定(約 9.5ha) ・歴史的風土保存区域指定(約 695ha) ・鎌倉中央公園都市計画決定(約 23.6ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・古都保存法公布 ・首都圏近郊緑地保全法公布 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律公布 ・都市計画法公布 ・都市計画法施行・線引き、用途地域指定 ・都市緑地保全法公布 ・生産緑地法公布 	
	昭和 42 年 (1967 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土特別保存地区都市計画決定(約 226.5ha) 		
	昭和 43 年 (1968 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域指定(約 243ha) 		
	昭和 44 年 (1969 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域指定拡大(約 943ha) ・農用地区域指定(約 47.9ha) 		
	昭和 45 年 (1970 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土特別保存地区指定拡大(約 265.5ha) ・自然環境保全地域指定(約 17.9ha) 		
	昭和 48 年 (1973 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土特別保存地区指定拡大(約 265.5ha) ・自然環境保全地域指定(約 17.9ha) 		
	昭和 49 年 (1974 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域指定(約 17.9ha) 		
	昭和 50 年 (1975 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域指定(約 17.9ha) 		
	昭和 51 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 次鎌倉市総合計画を策定した。 		 <p>■自然環境保全地域として指定された緑地 平成 18 年の国による近郊緑地保全区域指定に伴い、重複を避けるため、現在は指定が解除されています。</p>

※1 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

・古都保存法が適用されない緑地での大規模開発計画が、鎌倉の都市構造の上で新たな課題となりました。
 ・昭和 30 年代に造成された宅地にも、多くの緑が見られるようになりました。

鎌倉市の動向	鎌倉市の緑に関する動向	国・県の動向など
 <p>■ 笹田公園</p>	昭和 52 年 (1977 年) ・風致地区都市計画変更 (2, 156ha) 昭和 54 年 (1979 年) ・笹田公園都市計画決定 (約 5. 9ha) 昭和 59 年 (1984 年)	・緑のマスタープラン策定要綱制定 ・第 1 回線引き見直し ・第 2 回線引き見直し
昭和 60 年代 ・昭和 60 年代は、バブル経済により投機的な開発圧が高まりを見せた。 ・昭和 61 年に、第 2 次鎌倉市総合計画を策定。	昭和 61 年 (1986 年) ・歴史的風土保存区域指定拡大 (約 956ha) 昭和 63 年 (1988 年) ・歴史的風土特別保存地区指定拡大 (約 570. 6ha) ・風致地区都市計画変更 (2, 185ha)	

御谷騒動の記録



■ 宅地開発により伐採された御谷
 出典：〇〇〇〇



■ 県知事の現地視察の様子
 出典：〇〇〇〇



■ 現在の御谷
 出典：〇〇〇〇



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

○平成時代以降

- ・平成 6 年の都市緑地保全法改正により、市町村が「緑の基本計画」を定めることができるようになったことから、平成 8 年に鎌倉市は全国に先駆けてこれを策定しました。
- ・「緑の基本計画」の実現に向けた施策の推進により、三大緑地や都市環境を支える緑地の保全などに大きな成果を得ています。

鎌倉市の動向		鎌倉市の緑に関する動向	国・県の動向など
 <p>■台峯・常盤山一帯の緑</p>	平成元年 (1989 年) 平成 2 年 (1990 年) 平成 6 年 (1994 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会において、三大緑地に対する基本方針が表明された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回線引き見直し ・都市緑地保全法改正（緑の基本計画制度の創設）
	平成 7 年 (1995 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全条例制定に向け、市民運動が展開され、22 万人署名による議会陳情がなされた。 	
平成 8 年 (1996 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次鎌倉市総合計画を策定した。 	平成 8 年 (1996 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画策定
 <p>■常盤山特別緑地保全地区 平成 17 年に特別緑地保全地区に指定されました。</p>	 <p>鎌倉市緑の基本計画 平成16年4月 鎌倉市</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■平成 8 年策定の緑の基本計画 全国に先駆けて「緑の基本計画」を策定しました。

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

鎌倉市の動向		鎌倉市の緑に関する動向	国・県の動向など
平成 9 年 (1997 年)	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例制定 	平成 9 年 (1997 年)	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦池公園都市計画決定(約 7.7ha)
平成 10 年 (1998 年)	<ul style="list-style-type: none"> 市長の附属機関として、鎌倉市緑政審議会を設置 鎌倉市都市マスタープラン策定 	平成 12 年 (2000 年)	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土保存区域指定拡大(約 989ha) 緑政上の重要課題であった広町・常盤山・台峯の三大緑地の保全に関する基本方針を定め、市議会に報告
 <p>■平成 13 年の一部改訂 当初計画策定以降の施策展開により、変更があった部分を見直す一部改訂を行いました。</p>		平成 13 年 (2001 年)	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉市緑の基本計画－緑の施策の展開と実績－」策定
 <p>■昌清院特別緑地保全地区 伝統的、文化的意義を有する樹林地等を保全し、その良好な水辺環境を後世に伝えます。 ※寺院境内の背景の緑地が特別緑地保全地区の指定地です</p>		平成 14 年 (2002 年)	<ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区都市計画決定(城廻地区・3.7ha、岡本地区・3.2ha、昌清院地区・0.8ha) 鎌倉風致地区都市計画変更(2,194ha) 六国見山森林公園都市計画決定(約 6.9ha)
		平成 15 年 (2003 年)	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土特別保存地区指定拡大(約 573.6ha) 特別緑地保全地区都市計画決定(玉縄城址地区・約 2.4ha)
		平成 16 年 (2004 年)	<ul style="list-style-type: none"> 都市緑地法の一部改正^{※1} (名称変更、緑の基本計画制度充実、緑地保全地域・緑化地域制度創設) 景観法制定 都市公園法大改正

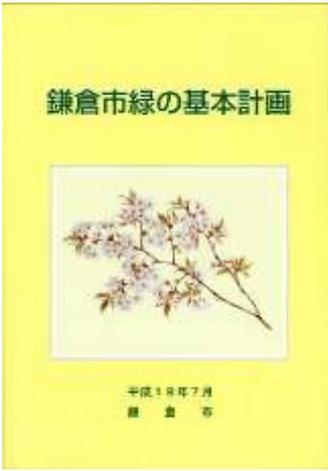
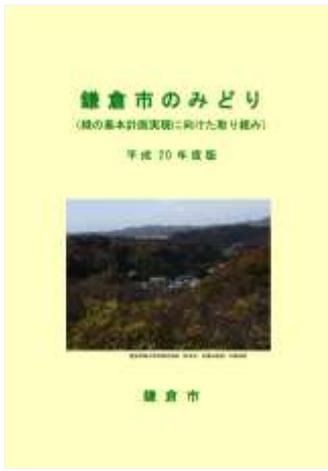
※1 「都市緑地保全法の一部を改正する法律」は、「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」とともに、「景観緑三法」と称され、これらの法律は、平成 16 年 12 月 17 日に一部施行、平成 17 年 6 月に全部施行されました。

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

鎌倉市の動向		鎌倉市の緑に関する動向		国・県の動向など
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画を策定。 第 2 期鎌倉市環境基本計画を策定。 鎌倉市都市マスタープラン増補版を策定。 	平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区都市計画決定(常盤山地区・約 18ha) 鎌倉広町緑地都市計画決定(約 48.1ha) 	
 <p>■平成 18 年に改訂した緑の基本計画計画実現に向けた施策展開に重点を置いて改訂を行いました。</p>		平成 18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画改訂 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域拡大指定(約 294ha) 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定
		 <p>■円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域 首都圏の良好な自然の環境を有する緑地が保全されています。(特別保全地区候補地・十二所七曲)</p>		
平成 19 年 (2007 年)	鎌倉市景観計画を策定。	平成 19 年 (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区都市計画決定(寺分一丁目地区・約 2.3ha) 鎌倉中央公園都市計画変更(約 51.2ha) 	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 次生物多様性国家戦略閣議決定 エコツアー推進法の制定
平成 20 年 (2008 年)	「鎌倉市のみどり」を公表。 鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を策定。	平成 20 年 (2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区都市計画決定(天神山地区・5.0ha) 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性基本法制定 歴史まちづくり法制定^{※1}
 <p>■鎌倉市のみどり 緑の基本計画の進行管理の役割を担う実践書として、定期的に公表しています。(写真は平成 20 年度版)</p>		平成 21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区都市計画決定(手広・笛田地区・約 6.0ha) 山ノ内西瓜ヶ谷緑地都市計画決定(約 1.4ha) 	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備重点計画閣議決定
		平成 22 年 (2010 年)		<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性国家戦略 2010 閣議決定 地球温暖化対策基本法の閣議決定
平成 23 年 (2011 年)	第 2 期鎌倉市環境基本計画・鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を改訂。			

・緑の側面から見た鎌倉市の変遷は、緑の確保に向けた取り組みの歴史でもあり、着実に緑地保全に係る法制度の適用等を進めたことが、現在の緑豊かな都市の姿に結びついています。

・緑の基本計画策定後の施策展開により、緑地の保全及び緑化の推進に着実な成果をあげてきた状況を踏まえて、地球温暖化防止に向けた低炭素都市づくり・生物多様性保全などの社会動向を勘案し、緑政上の課題解決と、より一層の計画充実を求める市民の期待に応えるため、緑の基本計画を改訂しました。

※1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称：歴史まちづくり法)

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

第 2 章 緑の基本計画の策定と 改訂及び緑政審議会の 概略

平成6年に都市緑地保全法(現在の都市緑地法)が改正され、市町村が主体的に20年後を目標とした緑に関する基本的な計画を策定することができるようになりました。

これを受け、鎌倉市では、平成8年4月に「鎌倉市緑の基本計画」を全国に先駆けて策定し、緑の保全、創造に係る様々な取り組みを展開してきました。平成8年の緑の基本計画では、施策の基本的考え方として「新たな条例等の制定」の方針等を示しており、市民からの「緑地保全条例の制定を求める陳情」を契機とし、「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」が制定されました。この中で設置が定められた鎌倉市緑政審議会は、市長の附属機関として位置付けられ、審議会の中で、緑の保全、創造に係る様々な議論が重ねられてきました。本章では、緑の基本計画の策定と改訂及び緑政審議会の概略などに触れ、経過について振り返ります。

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

1 鎌倉市緑の基本計画の概要

「緑の基本計画」は、市町村が中長期的な観点に立って策定する「都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画」です。鎌倉市では、平成 6 年(1994 年)の都市緑地保全法の改正に基づく「緑の基本計画制度の創設」にあわせて、全国に先駆けて平成 8 年(1996 年)4 月に「鎌倉市緑の基本計画」を策定しました。鎌倉市では、緑の基本計画に基づき、緑の保全・整備・創造・啓発に係る多くの施策展開を進め、「三大緑地」の保全をはじめ、大きな成果をあげています。



(1) 緑の基本計画の特徴

- ・法律(都市緑地法)に基づいて策定する計画制度です。
- ・住民に最も身近な地方公共団体である、市町村が策定する計画です。
- ・市町村の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。
- ・法律に基づく措置から、公民の連携・協働による事業、市民・企業の緑化活動までの幅広い内容が含まれます。
- ・市民と行政が一体となって計画の実現に取り組んでいけるよう、法律で計画内容の公表が義務付けられています。
- ・計画内容は、上位計画である市町村の基本構想に即すことや、まちづくりに係る関連分野の計画との適合又は調和が求められます。
- ・緑の基本計画の策定により、直接的な土地利用制限等の規制が及ぶものではありません。

(2) 緑の基本計画改訂の趣旨

平成 13 年 4 月一部改訂

平成 18 年 4 月改訂

平成 23 年 9 月改訂



平成 13 年(2001 年)6 月に、施策の進展等に伴う変更部分を見直した一部改訂版として、「鎌倉市緑の基本計画—緑の施策の展開と実績—」を策定し、計画策定後の施策展開とそれに伴う計画内容の変更、及び次の 5 年に向けての課題を整理しました。

平成 18 年(2006 年)7 月に、平成 8 年(1996 年)の計画策定後の 10 年間の施策展開の状況や景観緑三法^{※2}の制定などの状況を勘案し、当初計画の基本的方針を継承する中で計画を見直し、計画実現に向けた施策展開に重点を置いた改訂を行いました。

平成 22 年(2010 年)定期的な計画見直し時期を迎え、計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、緑政上の課題解決と、より一層の計画の充実を求める市民の期待に応えるため、当初計画で掲げた緑の基本計画の基本的方針を継承する中で、計画の見直しを行いました。

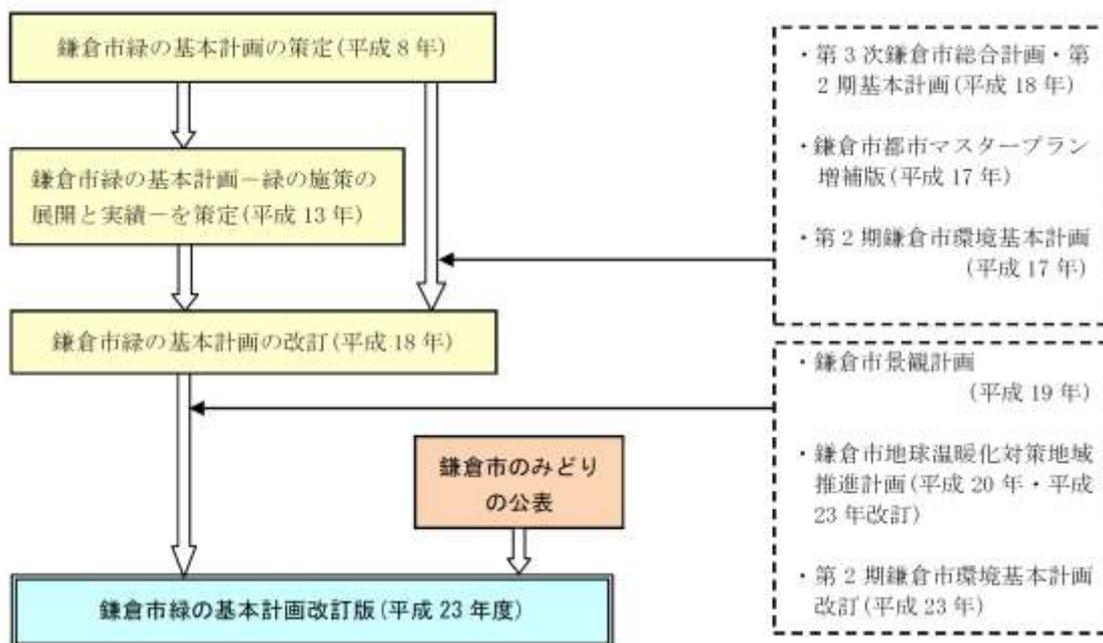
未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

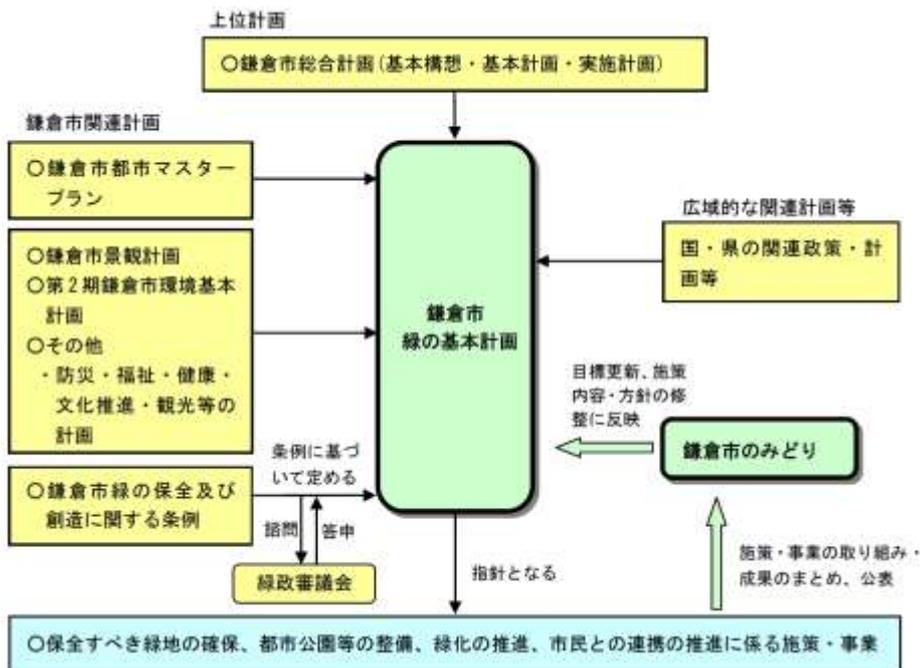
第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

(3) 緑の基本計画策定・改訂の経過



(4) 緑の基本計画の位置づけ

- 緑の基本計画は、市民と行政が一体となって取り組む緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位・関連計画や緑化施策・事業との関係は次のように示されます。
- 鎌倉市は、緑の基本計画に基づく施策・事業の取り組み・成果のまとめとして、鎌倉市緑政審議会に報告した上で毎年公表している「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」を緑の基本計画の進行管理書と位置づけ、計画推進に活用していきます。



未定稿：作成中資料

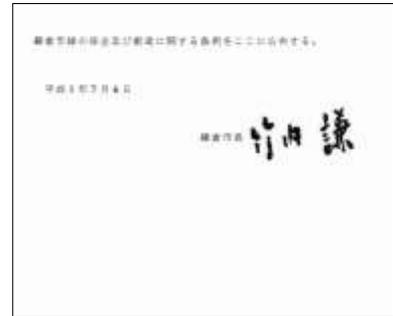
※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

2 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例の制定

平成 8 年策定の「緑の基本計画」における施策の基本的考え方で示した「新たな条例等の制定」の方針を受けて、それまでの「鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和 47 年制定）」を廃止し、平成 9 年 7 月 4 日に新たな緑の基本条例となる「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（以下「緑の保全条例という。）」を公布しました。



(1) 緑の保全条例策定の経過

この条例の制定は、市民からの緑地保全条例の制定を求める陳情が契機となっており、次のような経過を経て公布・施行されました。

年 月 日	内 容
平成 7 年 2 月 28 日	鎌倉市民が 20 万人以上の大掛かりな署名を集め、「鎌倉緑地保全条例」の制定を求める陳情書を提出。（平成 7 年 1 月 1 日現在の市の人口は、171,508 人）
3 月 24 日	鎌倉市議会が、この陳情を全会一致で採択。
平成 8 年 4 月 1 日	鎌倉市緑の基本計画の策定。
平成 9 年 6 月 24 日	市議会本会議で原案が修正の上、可決成立。
7 月 4 日	条例の公布。
10 月 1 日	条例の施行。

(2) 新たな条例の構成

昭和 47 年制定の「鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例」以来 25 年ぶりの制定となる緑の保全条例では、緑の基本計画に基づく緑豊かな都市環境を形成するための新しい視点に立った内容を盛り込んでいます。

また、市独自の制度として、緑地保全推進地区制度を設け、法制度適用までのつなぎ策として活用する方向性を示しています。



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

(3)旧条例との変更点

項目	旧条例（昭和47年制定）	緑の保全条例（平成9年制定）
目的	「緑化の推進及び樹木等の保全に関し、必要な事項を定める」ことを趣旨で述べている。（第1条）	目的として「緑の保全及び創造についての基本理念を定める」、「市・土地所有者等・市民及び事業者の責務を明確にする」、「緑豊かな都市環境の形成を図り、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与すること」をうたっている。（第1条）
基本理念	「美観風致の維持とみどり豊かな町づくり」を掲げている。（第2条）	「本市の歴史的・文化的環境を確保し、潤いと安らぎのある都市環境を形成し、健全な生態系を保持し、人と自然との豊かな触れ合いを確保し、及び災害に強く安全な都市をつくる上で、緑が極めて重要であることから、これを良好な状態で将来の世代に継承することを目的とし
		て行われなければならない。」ことを掲げている。（第3条）
責 務	緑化の推進に対する市民及び事業者の協力をうたっている。（第10・11条）	緑の保全及び創造に係る市、土地所有者等、市民及び事業者の責務をうたっている。（第4・5条）
審 議 会	市長の諮問に応じ調査審議する「鎌倉市緑化審議会」の設置を定めている。（第3～8条）	市長の諮問に応じ、緑の保全及び創造についての基本的事項又は重要事項を調査審議するとともに、緑の保全及び創造に関する事項について、独自の判断で市長に意見を述べるができる役割をもつ機関としての「鎌倉市緑政審議会」の設置を定めている。（第6条）
緑の基本計画	—	根拠法令である都市緑地保全法では「緑の基本計画を定めることができる」となっているが、緑の保全条例では「緑の基本計画を定めなければならない」として、計画策定の義務付けを明確に定めている。（第7条）
緑地保全推進地区	—	緑の基本計画に基づく市独自の緑地保全制度として、新たに「緑地保全推進地区」を設けている。 この制度は、法律に基づく緑地保全制度を適用するまでの間のつなぎ策としての性格をもつもので、自然的・歴史的環境の保全や防災等の面で保全を必要とする緑地に対し、その機能を明示した上で幅広く指定できることとなっている。したがって、緑の基本計画で保全を進めることとなっている緑地に対して適用できるよう配慮されている。（第9～13条）
緑化の推進	緑化推進施策の実施、市長の指導・助言、緑化推進の助成等の内容を定めている。（第9～12条）	緑化の推進について、「市の定めた緑化基準に基づく公共施設及び民有地の緑化」をうたっている。（第19条）
勧告・公表	保存樹木等の保存について「市長は必要と認めるときは、所有者等に対し必要な勧告をすることができる」ことを定めている。（条例21条）	市長は、「緑地保全推進地区内の行為の協議をしない者及び指導に従わない者」、「保存樹木等に係る届出の際虚偽の届出をした者」があるときは、その者を公表することができることを定めている。 また、この場合、市長は緑政審議会の意見を聴かなければならないことを定めている。（条例23条）

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

3 鎌倉市緑政審議会の概略

(1) 設置の目的

鎌倉市は、緑の保全条例第 6 条の規定に基づき、平成 10 年 1 月 23 日に、市長の諮問機関として、緑の保全及び創造に関する基本事項又は重要事項を調査審議するための「鎌倉市緑政審議会（以下「緑政審議会」という。）」を設置しました。

(2) 特色及び審議案件

緑政審議会は、市長の諮問に応じて調査審議するほか、緑の保全及び創造に関する事項について、独自の判断で市長に自由に意見を述べるができる規定となっています。

(3) 主な審議項目等 ※鎌倉市緑政審議会の主な審議項目等は資料編に掲載

- 鎌倉市は、緑の保全及び創造に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するための鎌倉市長の附属機関として、平成 10 年 1 月 23 日に「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」第 6 条の規定に基づく緑政審議会を設置しました。
- 緑政審議会は、市長の諮問に応じて調査審議するほか、緑の保全及び創造に関する事項について、独自の判断で市長に自由に意見を述べるができる機関とし、公募により選出された市民・学識経験者で構成されています。（平成 24 年 9 月の条例改正により、市議会議員が委員から外れています。）
- 平成 10 年 1 月 23 日の第 1 回緑政審議会開催以来、鎌倉市は、市長からの諮問に対する答申をはじめとして、重要課題に対する意見などを緑政審議会から得ることにより、鎌倉市の緑政上の課題を解決し、緑の基本計画実現に向けた施策を推進することができました。

(4) 鎌倉市緑政審議会委員

- 緑政審議会の委員は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例第 6 条第 5 項の規定に従い、市民及び学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）のうちから市長が委嘱しています。
- 条例では 15 名以内の委員をもって組織することになっています。
- 平成 24 年 9 月 27 日、条例改正により市議会議員が委員から外れています。

■鎌倉市緑政審議会委員（現委員：平成 28 年 1 月 23 日～平成 30 年 1 月 22 日）

※市民、学識経験を有する者の順で 50 音順、敬称略

植木陽子	市民
野口景子	市民
山本俊文	市民
秋山哲雄	学識経験者(歴史) 国士舘大学教授
石川幹子	学識経験者(環境・ビオトープ) 中央大学教授
入江彰昭	学識経験者(環境計画・設計) 東京農業大学准教授
岩田晴夫	学識経験者(生物) 鎌倉市緑化推進専門委員、元・慶應義塾大学 SFC 非常勤講師
越澤 明	学識経験者(都市計画) 北海道大学名誉教授(会長職務代理)
輿水 肇	学識経験者(造園) 明治大学農学部前教授(会長)
志村直愛	学識経験者(建築デザイン) 東北芸術工科大学教授

■今までに緑政審議会委員を務められた方(市議会議員、市民、学識経験を有する者の順で 50 音順、敬称略)

市議会議員	赤松正博・伊東正博・太田治代・仙田みどり・西岡幸子・納所輝次・野島芳郎・古屋嘉廣・前川綾子・前野正司・松尾 崇・三輪裕美子・森川千鶴・和田猛美・渡邊 隆
市民	池英夫・石島やよひ・石田美智子・大木 実・大河内重富・久保順三・久保野充・斎藤忠邦・斎藤マリ・佐藤二郎・柴田好敏・杉山順子・村田禮子・北山武征・煙原郁子・二松工
学識経験者	飯村 武・梶山正三・鈴木 亘・藤原良章

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料



■ 第 1 回緑政審議会の様子

第 1 回鎌倉市緑政審議会会議次第

- 日時 平成10年1月23日(金) 午前10時～午後12時
- 場所 鎌倉市役所 2F 全員協議会室
- 会議内容
 - 1 委嘱状公布
 - 2 市長挨拶
 - 3 会長選出
 - 4 審議会の公開等の取扱いについて
 - 5 審議事項及び審議方法について
 - 6 鎌倉市の緑に関する現状と課題について
 - 7 その他

配付資料

- 資料-1 座席表
- 資料-2 委員名簿
- 資料-3 会長の選出方法
- 資料-4 鎌倉市緑政審議会の情報公開の取扱いについて
- 資料-5 鎌倉市緑政審議会会議の公開等に関する取扱要領(案)
- 資料-6 鎌倉市緑政審議会の審議案件等
- 資料-7 鎌倉市の緑に関する情報
- 資料-8 三大緑地の経過
- 資料-9 条例・要綱等
 - ① 鎌倉市の緑の保全及び創造に関する条例
 - ② 鎌倉市の緑の保全及び創造に関する条例施行規則
 - ③ 鎌倉市緑政審議会規則
 - ④ 鎌倉市保存樹木等奨励金交付要綱
 - ⑤ 鎌倉市いけがき設置奨励事業補助金交付要綱
 - ⑥ 鎌倉市植木の補助金交付要綱
 - ⑦ 鎌倉市グリーンバンク設置要綱
 - ⑧ 鎌倉市樹木の管理に関する要綱
 - ⑨ 鎌倉市緑のレンジャー等実施要綱
 - ⑩ 鎌倉市緑地保全推進要綱
 - ⑪ 鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱

別冊資料

- 1 鎌倉市緑の基本計画
- 2 鎌倉市緑の基本計画推進プログラム
- 3 鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

第 3 章 緑地保全の取り組み

戦後、首都圏への人口及び産業の集中に伴い、東京近郊において無秩序な市街地化が広がりました。東京から 50km、JR 横須賀線で約 1 時間の距離に位置する鎌倉においても、東京から近いという地理的条件と別荘の地、観光の地としてのイメージ等から宅地需要が高く、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて急激な都市化が進んだ時期には、市域の 8 分の 1 にも及ぶ約 500ha の樹林地が消失しました。

本章では、宅地開発と緑地の保全を巡り様々な議論がなされ、永年の主要課題であった三大緑地の保全をはじめ、市内に残された貴重な樹林地が保全されたあゆみを振り返ります。

未定稿：作成中資料

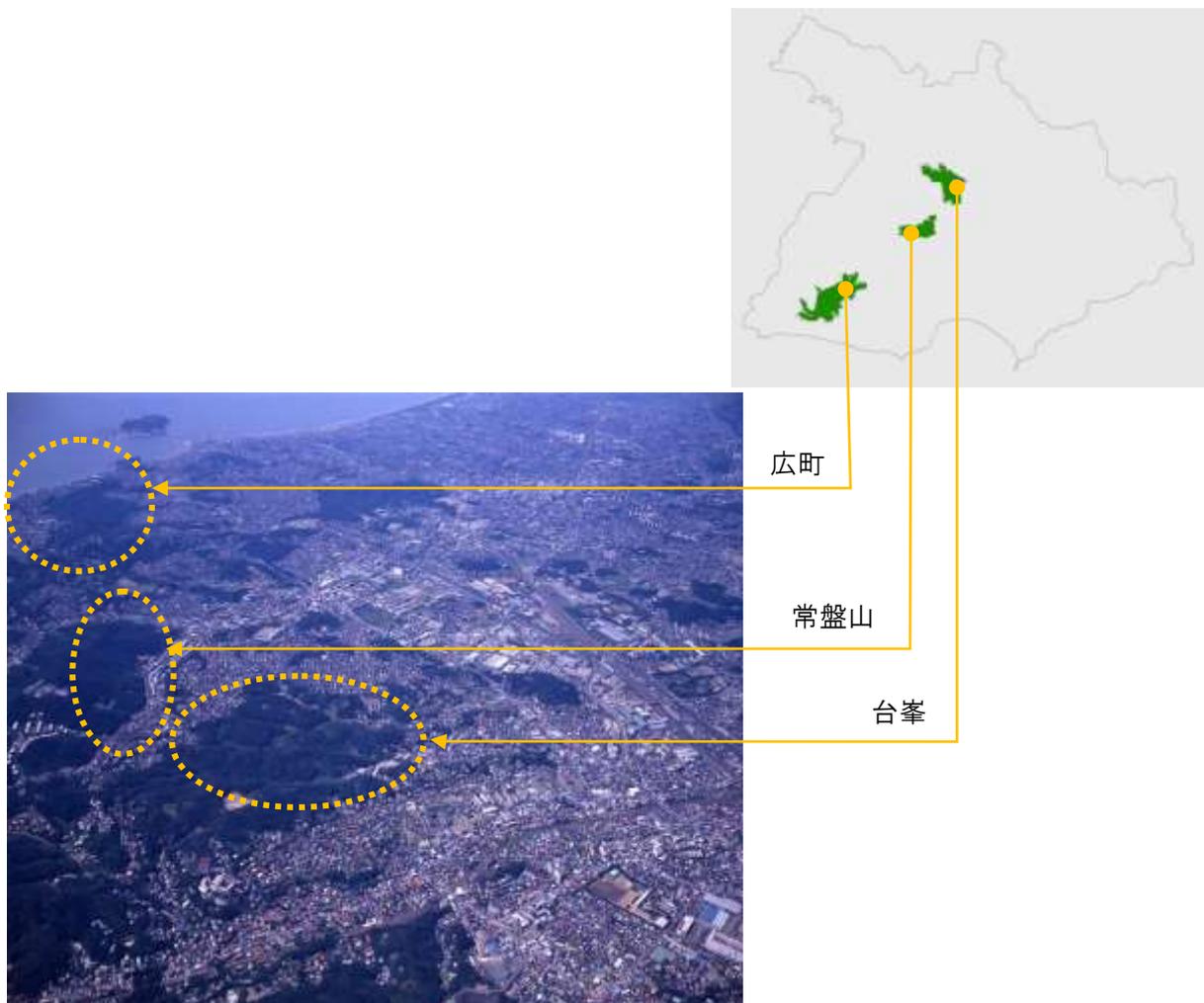
※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

1 三大緑地

「三大緑地」（三大山林）と呼ばれる広町、台峯、常盤山緑地は、昭和 30 年代後半から急激な都市化が進んだ鎌倉の市街化区域に残された貴重なまとまりのある樹林地でした。市民からも三大緑地を守るために多くの陳情が提出されるなど、保全の要請が非常に強く、これらの樹林地において見られた都市化の動向と緑地の保全を巡る様々な動きは、市の重要課題として取り扱われてきた歴史があります。昭和 13 年に風致地区が指定され、昭和 41 年の古都保存法制定以降も、市街化区域に残された樹林地は高い開発圧にさらされており、貴重な自然的環境を残すこのような樹林地の保全には、古都保存法制定の契機となった御谷騒動と同様に、市民の膨大な力が注がれました。市議会と行政においても常に三大緑地の保全が主要課題として位置付けられ、市長の付属機関として専門的な見地から意見を述べる等する緑政審議会の存在や、国、県の支援を受け、土地所有者をはじめとした市民の理解と協力のもとにつけられた緑地保全の道筋は、平成 17 年から 19 年にかけて、鎌倉広町緑地が都市林、常盤山緑地が特別緑地保全地区、台峯緑地が鎌倉中央公園の拡大区域として都市計画決定される等して、今日に至っています。



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

(1) 広町～都市林としての位置付けがなされ、保全の道筋がつけられた広町緑地～

ア 前段の経緯（保全に至る背景）

昭和 48 年頃から土地利用の動向がみられ、宅地開発の計画が持ち上がった広町緑地では、昭和 48 年 10 月「広町開発反対陳情書」が市議会に提出されて以降、開発と保全を巡り様々な議論がなされました。昭和 58 年、事業者から開発に係る「事前審査申請書」が提出されたことを受け、市は緑政審議会の前身である鎌倉市緑化審議会に「鎌倉市の山林の保全対策、そのほか緑の保全・創造・育成」についてを諮問。一方で、同年、市議会には広町開発反対を求める 6 万人の署名陳情書が提出されました。住民との意見調整期間が必要であると判断した市は、昭和 58 年、開発手続きを保留。その後、広町緑地の土地利用の在り方については、国、県



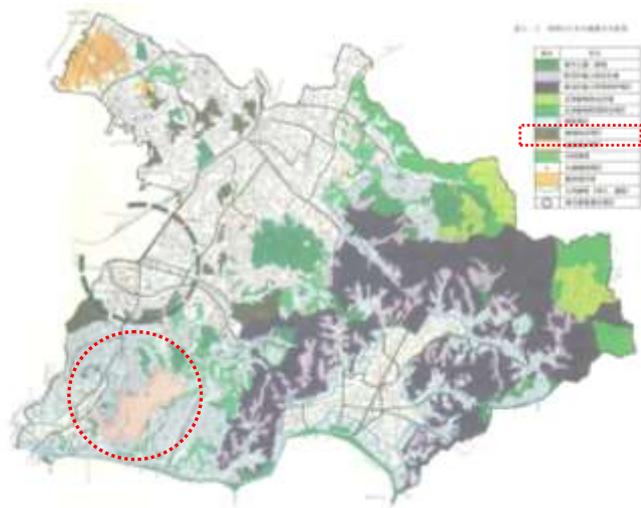
■鎌倉広町緑地

緑の基本計画に基づく緑地指定等の進捗により、市街化区域内の大規模樹林地の保全に成果が得られています。

を交えて、市の総合的な土地利用の在り方から鎌倉の緑地の保全はいかにあるべきかが、様々な場面で議論されました。平成 6 年以降、都市計画法第 32 条の申請等に係る対応が市と事業者の間で継続される中、平成 10 年 1 月、第 1 回緑政審議会を開催しました。市民、学識経験者、市議会選出委員で構成された緑政審議会からの意見は、都市林として広町緑地の保全にあゆみを進める市政の後押しとなり、大きな役割を果たすこととなりました。

イ 緑政審議会における議論の経過

広町地区は、平成 8 年の緑の基本計画策定当事、貴重な自然環境を残す緑地でありながら、これまでの行政計画における明確な位置づけがなく、緑の保全に対する手当も風致地区の指定にとどまる状況であったことから、広町緑地は、平成 8 年の緑の基本計画施策方針図において、「施策検討地区」とされていました。この様な状況から、平成 11 年に市長が広町について緑政審議会に諮問する以前から、緑政審議会は、検討素材となる資料作成のための部会を設けて継続的な検討を進めました。会長職務代理を部会長とする緑政審議会部会は、平成 10 年 10 月に緑政審議会に対して、広町緑地の「公園の可能性について」を検討した中間報告を行い、緑政審議会は第 5、6 回の審議会において部会の中間報告に対する検討を行いました。平成 11 年、市長からの「広町の緑の保全に向けての方策」諮問以降、緑政審議会は作業ワーキンググループの設置や審議方法を定め、中間とりまとめ（素案）の作成・素案本文の市広報誌への掲載・素案に対する市民との意見交換会の開催を経て、平成 12 年 6 月に中間答申を行いました。さらに、中間答申全文を市役所や各支所に設置、インターネットにも掲載するなどして市民に周知を図った上で中間答申を更に審議し、平成 12 年 7 月に最終答申を行いました。最終答申の保全施策では、都市公園の種別の中で「都市林」が最も有力であるとの結論が示されており、それを受けて市は、平成 12 年 8 月に広町地区の緑を都市公園の種別の 1 つである「都市林」として保全することを政策決定しました。さらに、平成 14 年 10 月に市と開発事業者との間で、保全に向けた基本的方向性が確認され、昭和 40 年代から続いた流れに緑地保全の道筋がつけられました。



■平成 8 年緑の基本計画 施策方針図

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

エ 都市計画決定の内容



オ 開園式の様子等



鎌倉広町緑地開園式



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

(2) 台峯 ～長年にわたり辛抱強いはなし合いが継続された台峯緑地～

ア 前段の経緯（保全に至る背景）

昭和 46 年に住宅地の開発計画が浮上した台峯緑地では、三大緑地（三大山林）の保全のあり方について様々な議論がなされました。昭和 63 年に策定された「三大緑地に関する緑地保全の基本方針について」において台峯は、自然環境の保全を基調とした秩序ある開発が可能である旨の考えが示され、平成 3 年には事業者により土地利用計画の素案が作成されました。

その後、事業者による住民説明会などが実施される一方で、市議会及び県議会には、台峯緑地の保全を求める署名陳情が提出され、市民の保全要請の気運は高まります。

この様な動向の中、平成 5 年 11 月、新市長就任後の基本政策において台峯緑地に係る考えが示され、従来の基本方針を変更し、都市的整備を図るということで進めてきた手続きを凍結して、住民、事業者と十分な協議を通じて、保全についての具体的な手法を確立したい考えが示され、これ以降、土地区画整理事業の手続きと並行した緑地保全の協議が継続されました。平成 16 年に保全の同意に至るまでの間には、市、事業者、地元住民等の間で話し合いによる解決を目指し、台峯緑地の保全と土地利用のあり方について様々な議論が長年にわたり重ねられました。



図 1-2 南西上空から見た台峯

イ 広町・台峯緑地担当の設置

昭和 46 年に開発計画が浮上して以降、様々な議論が積み重ねられてきた経過の中で、広町と台峯緑地は都市公園として保全するという市の方針のもと、早期にその公有地化などの具体策を策定し、事業者の理解と協力を得る必要があったことから、平成 14 年 4 月に専門職位をもって市政課題の早期解決を図るため、広町・台峯緑地担当が市に設置されました。その後、土地区画整理事業の実施に関する協議と並行して行なわれた緑地保全の協議では、開発事業に係る法的な手続きだけを先行するのではなく、緑地保全協議にも重点を移し、相互の歩調をあわせた対応の協力を事業者にも呼びかけ、話し合いを前提とする解決に向けた協議が継続されました。事業者との事務レベル協議や市長面談、自然環境調査、市民からの請願などが提出される中、平成 15 年、経済状況等の大きな変化において早期の解決が重要であるとの共通認識のもと、市と事業者の協議は継続され、平成 16 年 9 月の市議会に、市と事業者の歩みよりの中で、台峯の保全について、一定の条件整理を行なっていることが報告され、同年 12 月の市議会において、鎌倉中央公園の拡大区域として保全を図る市の考えに事業者からの理解が示され、対象地の一部先行取得及び緑地保全契約の締結によるその後の公有地化という組み合わせで、一定の合意に向けた協議が行なわれている状況が報告されました。その後、市長と事業者の面談において、地元地権者が代々守り続けてきた里山を広く市民に親しまれるように活用されるよう開発事業を取り止め、市の緑地保全に全面的に協力する考えが事業者から示され、平成 16 年 12 月、事業者の同意のもと緑地保全の基本的方向性がまとまり、概ね 10 年以内に買入れて保全する方向性を確認しました。

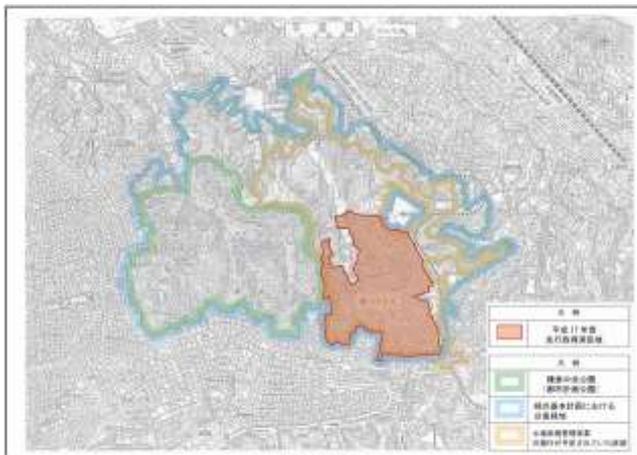


図 1-1 基本構想設計区域図

ウ 緑政審議会における議論、意見のまとめ

広町緑地の議論と平行して台峯緑地の保全に係る状況等については、計 22 回に及ぶ報告が緑政審議会になされました。保全に対する基本的な方向性がまとまって以降、（仮称）台峯基本構想の策定過程では、平成 17 年 7 月の第 32 回緑政審議会において同年 4 月に広報かまくらで意見募集を行なった結果などを報告、更に、平成 18 年 7 月の第 37 回緑政審議会においては、基本計画の確定案に対して専門的な見地から様々な助言がなされ、市民から寄せられた貴重な意見と緑政審議会への報告を経て、同年、基本構想は確定しました。また、基本構想に基づく基本計画の策定過程においても、素案を平成 19 年 1 月の第 39 回緑政審議会に報告し、質疑において具体的な助言をいただくなどの経過を経て、平成 19 年 6 月に「（仮称）山崎・台峯緑地基本計画」が確定しました。

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

エ 緑の基本計画における位置付け

平成 8 年策定の緑の基本計画において台峯地区は、貴重な自然的環境を残す緑地でありながら、これまでの行政計画において明確な位置づけがなく、緑の保全に対する制度面での手当もなされていないことや、緑地保全に対する市民要望への対応が求められる等の課題が挙げられ、緑地の保全の方針としては、貴重な谷戸の自然的環境を一体的に保全するとともに、谷戸の自然を生かした自然とのふれあいの場、自然教育の場としての活用を図る方針と横須賀線沿いに続く樹林地を面的に保全し、鎌倉らしさを特色づける景観資源を確保する方針が示されました。また、対応の方針としては、鎌倉中央公園の拡大区域として位置づけ、緑地保全とともに自然とのふれあいの場としての機能を確保すること等が示されています。台峯緑地における土地区画整理事業と緑地保全に係る長年のはなし合いが継続される中、平成 13 年、18 年、23 年の改訂においても都市公園候補地として計画推進のための施策方針を継続して示し、行政計画に基づく緑地保全の協議は継続されました。

オ 都市計画決定の内容等



(3) 常盤山 ～緑地保全の法的担保を得るため国県との協議が重ねられた常盤山緑地～

ア 前段の経緯（保全に至る背景）

昭和 40 年代前半、事業者が取得した常盤山緑地は、市の施策に基づく要請に事業者からの理解が寄せられ、土地利用計画に係る協議が行なわれてきましたが、昭和 53 年、常盤山の南斜面に隣接する北条氏常盤亭跡が国の史跡に指定され、昭和 61 年にはその背景をなす樹林地を含む区域が歴史的風土保存区域となり、昭和 63 年には歴史的風土特別保存地区に指定されました。このような経過の中、市は、昭和 63 年 11 月、「三大緑地に関する緑地保全の基本方針について」を策定、三大緑地を保全する気運が高まる平成元年 2 月、市議会において、三大緑地の基本方針を表明し、常盤山は緑地保全地区の指定により保全を図ることを市の方針として示しました。一方で、歴史的風土保存区域を含む常盤山緑地は、国の歴史的



■南側斜面からの常盤山緑地

的風土審議会等において歴史的風土特別保存地区の指定拡大の議論がなされる一方で、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区は 10ha 以上が県が指定権者であったため、事業者に理解と協力を求める協議と並行して、緑地保全の法的担保を得るため、国県との協議が重ねられました。

イ 緑政審議会における議論、意見のまとめ

常盤山緑地の保全等に係る状況は計 17 回の審議報告が行なわれ、事業者から土地の買い入れを行い、緑地の公有地化が図られる中、緑地の法的な担保力を得るために国、県と継続した協議が行なわれた経過等について報告がなされました。主なものとして、平成 14 年 第 24 回緑政審議会において、歴史的風土保存特別保存地区の指定拡大について報告がなされ、平成 12 年の国の歴史的風土審査会で鎌倉地域の 4 条地区の指定拡大の審議がなされ、その審議の過程で常盤山の稜線に沿った北側斜面について歴史的風土の景観的な配慮から、それを 6 条に指定拡大し保全するという議論の経過が報告され、平成 15 年に稜線に沿った北側斜面の一部は特別保存地区に指定されました。また、平成 16 年 第 30 回緑政審議会においては、緑地保全地区の指定について経過報告がなされ、約 66ha の常盤山において、民間企業からの寄贈が約 16ha、歴史的風土保存区域が約 30ha、緑地保全地区指定によるものが約 20ha として保全策が実施されてきた経過を報告。緑地保全地区の指定については、平成 16 年 8 月に市の都市計画素案の縦覧を行い、県に対して案の申出を行なった後、県による手続きが進められる状況などが報告され、翌平成 17 年 9 月、常盤山特別緑地保全地区として指定されました。



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

ウ 緑の基本計画における位置付け

平成 8 年 4 月策定の緑の基本計画では常盤山緑地の保全に係る課題として、都市環境の基盤をなす重要な緑地でありながら、緑地を永続的に担保するための手立てが講じられていないこと等を示し、その保全の方針としては、歴史的風土特別保存地区と連続する丘陵の自然的環境を一体的に保全する方針と、市街地の背景をなす緑地として、主要地点や周辺市街地から眺められる斜面地及びスカイラインの自然的環境を保全する方針を示しています。また対応の方針としては、法制度を適応して緑地の担保力を高め、当面は条例に基づく制度の活用によって緑地を保全し、急激な財政負担を避ける対応の方針が示されました。施策の進展等により変更のあった部分を一部改訂した平成 13 年の緑の基本計画においても基本的な方針は維持され、関連した掲載事項としては、平成 12 年に市議会に報告した「三大緑地の保全に関する基本方針」と「鎌倉市歴史的風土保存区域の変更についての建設省担当課における解説」が資料として掲載されています。緑の基本計画における常盤山の位置付けは、歴史的風土特別保存地区の指定により南側斜面の緑地が法的な担保力を得たことに加えて、緑地保全地区の指定を目指す方針を継続的に示したことにより、行政計画に基づき、平成 17 年の特別緑地保全地区の指定がなされ、歴史的風土特別保存地区の指定と合わせて法的な緑地保全の担保を得ることができました。

(4) 三大緑地の保全に関する基本方針（平成12年8月28日）

鎌倉市は、「江戸の緑の保全に向けての方策について」の答申内容に基づき、平成12年8月28日に、三大緑地を構成する他の2つの緑地（常盤山、常盤）とあわせて、それぞれの緑地に対する基本方針を定め、決議会に報告した。

常盤山 — 緑地保全地区（都市計画法）
 景観維持・自然環境の保全の観点を受けながら、市の都市計画事業として施行。

常盤 — 緑地保全地区（鎌倉中央公園の拡大区域）
 景観維持・自然環境を受けながら、市の都市計画事業として施行。

常盤山 — 緑地保全地区（都市計画法）
 景による歴史、景による景観（景観法、景観法）
 なお、歴史的風土保存区域の拡大部分については、景の対応となる。

資料13 鎌倉市歴史的風土保存区域の変更についての建設省担当課による解説

鎌倉市 都市計画課 計画 課長 鎌倉市歴史的風土保存区域の変更について
 『新都市』 第54巻1号、（財）都市計画協会発行、2009年12月 掲載

はじめに
 歴史的風土保存区域については、今後の官民連携のあり方について検討を進めるため、平成8年以降におおむね3年おきの審議会（審議会）を開催し、検討を進め、平成12年3月の歴史的風土保存区域に関する審議会において中間報告を行い、報告を踏まえ審議会において大規模な見直しを行い、今後の対応に関する歴史的風土保存区域の変更について審議したところである。

審議会報告概要
 平成12年11月の歴史的風土保存区域に関する審議会において、鎌倉市が保存するべき歴史的風土保存区域の変更（案）について説明をおこなった。案型である審議会をいただいたこととあり、審議会においてはその内容について報告するものである。

鎌倉の歴史的風土について
 京東、京西と並び、鎌倉が「京東」として発展し、文化の中心地を発展させたのは江戸時代前期から中期にかけてである。当時は鶴岡八幡宮を中心として、三方を大小さまざまな谷のひだのように層状に入り組んでいる山や丘陵で囲まれ、南は海という位置に恵まれた自然条件を誇っており、歴史においても、鎌倉時代を中心とする重要な建造物の遺跡等が豊富に、これらの背後の丘陵や谷戸、海などの自然環境が一体となって鎌倉独自の風土が醸成されている。

鎌倉市においては、上述の歴史的背景、歴史的建造物の保存と保全を目的に昭和25年より常盤山地区の指定がなされたことであるが、昭和25年、昭和26年、昭和27年の「昭和（昭和）」時代に於ける指定区域が計画されたことの一つの背景となり、昭和44年に「歴史的風土保存区域」の指定に関する特別措置法が制定され、鎌倉市においても歴史的風土保存区域の指定、及び歴史的風土特別保存地区の都市計画法が定められることとなった。

図1 鎌倉における守るべき歴史的風土の概要図

(2) 歴史的風土特別保存地区の指定拡大
 鎌倉市緑の基本計画では、古都鎌倉の歴史的風土の保存について、施策方針で歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の指定拡大を講ずる方針をうたっている。このうち、歴史的風土保存区域については平成13年3月17日に指定が拡大されたことから、今回は歴史的風土特別保存地区の指定拡大を講ずる方針をうたっている。

図2 歴史的風土特別保存地区の指定拡大図

図2 歴史的風土特別保存地区の指定拡大図

エ 都市計画決定の内容

- ・常盤山の都決図書（抜粋）

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

2 近郊緑地の取り組み

(1) 首都圏近郊緑地保全法制定までの経過等

戦後、首都圏への人口及び産業の集中に伴い、東京近郊において無秩序な市街地化と緑地の荒廃等が広がりました。そのため、首都圏整備法（昭和 31 年制定）に基づき、計画的な市街地整備とあわせて緑地の保全を行う政策区域「近郊整備地帯」が指定（昭和 40 年）されました。その後、近郊整備地帯において広域的な緑地を保全することにより、無秩序な市街地化を防止し、大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的として、昭和 41 年に首都圏近郊緑地保全法が制定されました。鎌倉市の市域を含む円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域は、昭和 44 年（1969 年）3 月 28 日首都圏整備委員会告示 第一号により横浜市及び鎌倉市を含む一つの区域として指定され、昭和 52 年及び平成 18 年の指定拡大及び 19 年の変更を経て現在に至ります。



(2) 指定の経過

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域				近郊緑地特別保全地区	
指定年月日	面積(約 ha)	鎌倉市	横浜市	地区名	面積(約 ha)
昭和 44 年 3 月 28 日	962(当初指定)	243	719		
昭和 44 年 5 月 13 日				円海山	100(横浜市域のみ)
昭和 52 年 9 月 21 日	998(拡大)	243	755		
平成 18 年 12 月 28 日	1,096(拡大)	294	802		
平成 21 年 3 月 25 日				円海山	116(拡大)
平成 22 年 3 月 23 日				大丸山	44(横浜市域のみ)
平成 23 年 10 月 18 日				鎌倉	131(鎌倉市域のみ)
平成 24 年 3 月 5 日				公田	5.4(横浜市域のみ)
平成 26 年 3 月 5 日				大丸山	72.6(横浜市域のみ)

(3) 緑政審議会における議論、意見のまとめ

ア 平成 18 年 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の指定拡大

平成 10 年の緑政審議会の設置当時、鎌倉市域の近郊緑地保全区域の指定面積は、昭和 44 年の当初指定から見直しは行なわれていない状況でしたが、市は横浜市域に隣接して残された樹林地の法的な担保力を高めるため、平成 8 年の緑の基本計画において、昭和 44 年に指定された近郊緑地保全区域の隣接地で指定要件を満たす可能性がある樹林地を対象に、指定拡大を目指す方針を示しました。本方針に基づき協議が重ねられた経過は、緑政審議会にも報告され、その経過は、国や県そして横浜市と連携して、指定拡大に向けた協議を重ねる市の施策推進の後押しとなりました。指定拡大に係る協議が継続される中、平成 17 年の第 31 回緑政審議会において、前年 12 月に県を通して、指定に係る国からの協力依頼があったことを第 30 回緑政審議会に報告。翌、平成 18 年 12 月に、鎌倉市域約 51ha、横浜市域約 47ha、合わせて約 98 ha の近郊緑地保全区域が国から告示され、緑の基本計画における目標を達成しました。また、その後、平成 18 年の近郊緑地保全区域の指定拡大に伴い、今まで同区域の一部に指定されていた今泉北自然環境保全地域について、同様の趣旨の法令による二重の規制を避けるため、平成 19 年 3 月に今泉北自然環境保全地域の指定が解除されたことを第 40 回の緑政審議会に報告がされました。



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

イ 平成 23 年 近郊緑地特別保全地区の指定

平成 18 年の近郊緑地保存区域の指定拡大以降、平成 18 年改訂、緑の基本計画の施策方針に基づき、近郊緑地保全区域内のまとまりのある樹林地を同特別保全地区に指定する取り組みは継続され、平成 20 年の第 43 回緑政審議会において、近郊緑地特別保全地区の指定について、これまでの「今泉」「十二所和泉ヶ谷及び七曲地区」に加え、市の方針に沿って県が「近郊緑地保全区域内の重要な緑地を特別保全地区に指定する事務を進める方針」を決定したことを受け、平成 18 年 12 月の同区域の拡大指定部分にある「岩瀬地区」も含めて指定を進めることになったことが報告されました。その後、平成 21 年の第 45 回緑政審議会においては、県が市の方針に沿って「近郊緑地保全区域内の重要な緑地を特別保全地区に指定する事務を進める方針」を決定したことを受け、市が当該区域の土地所有者との調整や候補地とする区域の調整を行い、都市計画決定に向けた事務に取り組んでいる状況について報告しました。このような経過を経て、平成 23 年に 131ha の近郊緑地特別保全地区が鎌倉市域において指定され、第 53 回の緑政審議会にその指定拡大の報告がなされました。



平成 25 年度土地の買入れを行った鎌倉近郊緑地特別保全地区内の緑地(十二所地区)

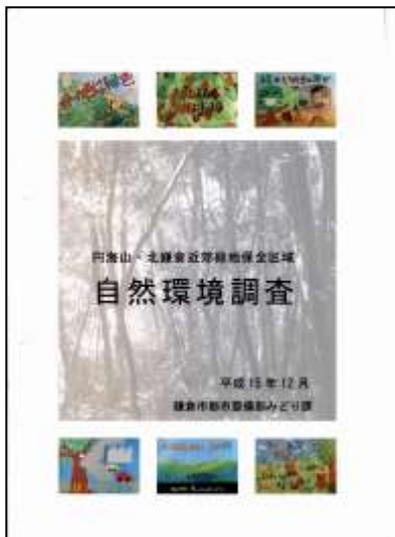


(3) 緑の基本計画における位置付け

(4) 都市計画決定の内容

(5) 関連した取組

近郊緑地特別保全地区の指定に向けた平成 15 年度の自然環境調査は、ボランティアの方々のご貴重な協力を得てまとめられました。その内容について、一部をご紹介します



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

3 特別緑地保全地区指定の取り組み

(1) 指定の経過

鎌倉市は、平成 8 年に策定した鎌倉市緑の基本計画で、市街化区域内に位置する緑地のうち環境保全や景観形成及び防災上、特に重要性の高い、常盤山地区を含む 16 地区を特別緑地保全地区の候補地としました。平成 9 年 3 月に、「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム」をまとめ、この中でそれぞれの候補地に対する指定計画時期や関連施策との連携の方向などを示しました。平成 12 年 4 月に、特別緑地保全地区候補地のうちの 4 地区（昌清院地区・小動岬地区・岡本地区・寺分一丁目地区）を、法適用までのつなぎ策である緑の保全及び創造に関する条例に基づく緑地保全推進地区に指定しました。平成 14 年 4 月に、3 地区（城廻地区、岡本地区、昌清院 地区）を特別緑地保全地区に指定しました。緑の基本計画の施策方針で歴史公園の整備としていた玉縄城址地区は、緑地の保全に対し地権者の理解が得られる中で、施策方針を特別緑地保全地区の指定に変更し、緑政審議会に報告した上で候補地の一部の区域を平成 15 年 6 月に特別緑地保全地区に指定しました。平成 17 年 3 月に、特別緑地保全地区候補地である青蓮寺地区を、法適用までのつなぎ策である緑の保全及び創造に関する条例に基づく緑地保全推進地区に指定しました。平成 17 年 9 月に、常盤山地区が神奈川県により、特別緑地保全地区に指定。



(2) 特別緑地保全地区指定概要

- 平成 19 年 寺分一丁目特別緑地保全地区
- 平成 20 年 天神山特別緑地保全地区
- 平成 21 年 手広笛田特別緑地保全地区
- 平成 24 年 等覚寺特別緑地保全地区
- 平成 24 年 梶原五丁目特別緑地保全地区 等

(3) 都市計画決定の内容

(4) 関連した取組・緑地保全推進地区制度の創設、保存樹林等

コラム : 緑地保全推進地区について

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

第 4 章 整備した都市公園等の取り組み

昭和 31 年、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的に制定された都市公園法は、平成 27 年、制定から 60 年という節目の時期を迎えました。本市においても、昭和 41 年、鎌倉市都市公園条例を施行し、鎌倉の都市公園の設置及び管理に関しての必要事項を定め、市民の皆さんや事業者の方々等の理解と協力のもと、都市公園の整備に努めてきました。平成 27 年度末の本市の都市公園の整備状況は、街区公園 234、近隣公園 1、地区公園 2、総合公園 1、風致公園 4、都市林 1、都市緑地 7 となっており、市民の皆さんはもとより、観光で訪れた方々にも休息、観賞の場等としてご利用をいただくなど、幅広い方々にご利用をいただいています。本章では緑の基本計画に掲げた緑の将来都市像実現のため、施策推進の重要な役割りを担う都市公園の整備等について、平成 9 年、緑の基本計画策定以降に供用を開始した大規模公園を中心にご紹介します。

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

1 緑の基本計画における都市公園等の整備目標水準について

○緑の確保目標水準

- ・平成 23 年 緑の基本計画は、平成 8 年に策定した緑の基本計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本的方針とともに、緑の確保の目標水準も、引き続き継承しています。
- ・引き続き、将来市街化区域面積の約 30%、都市計画区域面積の約 50%の緑を確保することをめざすとともに、緑の質の充実を図ります。

■表Ⅱ. 2. 1 緑の確保目標水準※1

緑の確保目標量	将来市街化区域面積に対する割合	都市計画区域に対する割合
	概ね 700ha(約 30%)	概ね 2, 000ha(約 50%)

緑の内訳		緑の確保目標量(数値は概数・ha)		備考
		将来市街化区域面積	都市計画区域面積	
緑地	①地域制緑地等	250	1, 400	指定面積でなく実際の緑地面積
	②施設緑地	160	270	
小 計		410	1, 630	①②の重複部分を除いた面積
その他	河川等	50	110	
	市街地の緑被面積	230	290	
小 計		280	400	
合 計		690(26. 9%)	2, 030(51. 4%)	

○都市公園等の施設緑地として整備目標水準

- ・計画推進上の課題については、グリーン・マネジメントの更なる実践により、より柔軟な事業展開による計画実現の可能性を向上させる施策体系とともに、目標年次を平成 42 年(2020 年)、中間年次を平成 32 年(2040 年)に設定した上で、都市公園等の整備目標水準※2を市民一人当たり約 16. 4 m²とします※3。

■表Ⅱ. 2. 2 施設緑地の整備目標水準

年次	計画策定時	計画改訂時	現況	10 年後	20 年後
	平成 7 年 (1995 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 42 年 (2030 年)
整備(目標)量	69. 9ha	87. 6ha	104. 7ha	260. 7ha	281. 5ha
1 人当たり面積	約 4. 1 m ²	約 5. 2 m ²	約 6. 0 m ²	約 14. 8 m ²	約 16. 4 m ²
人口規模	17. 0 万人	17. 0 万人	17. 4 万人※4	17. 6 万人	17. 1 万人※5

※1 緑の基本計画では、「緑の確保目標水準」の緑の内訳で、良好な自然環境を構成する河川などの空間を、広く緑としてとらえ、市街化区域の 3 割、市域の 5 割を、目標年次に確保する緑の目標量として設定し、その内訳として考えられる概数を示しているものであり、この水準をもとに施策を展開していますが、緑地指定等の目標の合計数値と、この緑の内訳の数値は一致するものではありません。

※2 都市公園等の整備目標水準の対象は、施設緑地の整備目標に示す施設緑地です。(平成 8 年の計画策定時は、「県立フラワーセンター大船植物園」を含んでいます。)

※3 平成 42 年の目標年次で、市民一人当たりの整備目標水準が 16. 4 m²となるのは、整備量の増加と推計人口規模の減少の双方がその事由です。(従前の計画では、一人当たりの整備目標を 18 m²としていましたが、最新の将来人口推計を踏まえた数値としています。)

※4 平成 22 年度末の人口です。

※5 平成 22 年度に実施した簡易人口推計(各年 1 月 1 日基準)の数値で、2005 年から 2010 年の人口増減をベースに、社会移動が収束していくと見込んだトレンド推計です。

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

2 緑政審議会における都市公園等の整備に係る事項

開催	次第項目	内 容
1	報告	三大緑地（広町・台峯・常盤）の経過
2	その他	広町・台峯の状況について（資料「三大緑地（広町・台峯・常盤）の経過」）。
3	審議事項	広町・台峯について
4	審議事項	緑政審議会部会の中間報告について
7	審議事項	広町に係る保全方策について
8	審議事項	広町に係る保全方策について
9	審議事項	広町に係る保全方策について
10	審議事項	広町に係る保全方策について
11	審議事項	広町に係る保全方策について
12	審議事項	広町に係る保全方策について
13	審議事項	広町の緑の保全に向けての保全方策について
14	審議事項	広町の緑の保全に向けての保全方策について
15	審議事項	広町の緑の保全に向けての保全方策について
	その他	台峯の緑保全に係る状況等について
16	その他	三大緑地の保全に関する基本方針及び広町・台峯・常盤山の現状 について
17	その他	広町・台峯・常盤山の現状について報告がされた。
18	その他	広町・台峯・常盤山の現状について報告がされた。
20	報告	広町・台峯・常盤山のその後の状況について
21	審議事項	広町・台峯・常盤山のその後の状況について
22	報告	広町・台峯・常盤山のその後の状況について
23	報告	広町・台峯のその後の状況について
24	その他	広町・台峯のその後の状況について
25	審議事項	広町のその後の状況について
26	審議事項	鎌倉広町緑地（都市林）の基本構想について
27	審議事項	鎌倉広町緑地（都市林）の用地取得並びに基本構想について
28	報告	(仮称)広町緑地（都市林）の基本構想について 鎌倉広町緑地の都市計画決定の手續について
29	報告	(仮称)鎌倉広町緑地の基本計画(案)について、
	報告	(仮称)広町緑地の基本計画について
31	報告	台峯の保全について (仮称)鎌倉広町緑地基本設計(素案)について
32	報告	(仮称)鎌倉広町緑地基本設計について 台峯の保全について
33	報告	台峯の保全について
36	報告	台峯の保全について
37	報告	(仮称) 台峯緑地基本構想について
38	審議事項	(仮称)山崎・台峯緑地基本計画（素案）について
39	報告	(仮称)山崎・台峯緑地基本計画（案）について
40	報告	(仮称)山崎・台峯緑地基本計画の確定、都市計画決定の手續きの状況について 六国見山森林公園の供用開始について
41	報告	(仮称)山崎・台峯緑地基本設計(案)の公開について
42	報告	(仮称) 山崎・台峯緑地基本設計の確定について
43	その他	(仮称) 山崎・台峯緑地、寺分一丁目特別緑地保全地区、夫婦池公園を視察した。
45	報告	(仮称) 山ノ内西瓜ヶ谷緑地の施策方針について
46	報告	夫婦池公園の供用開始について
48	報告	山ノ内西瓜ヶ谷緑地の都市計画決定について
50	報告	岩瀬下関防災公園の整備について
52	その他	岩瀬下関防災公園の都市計画決定について
53	報告	鎌倉広町緑地の実施設計の方針について、
54	報告	鎌倉市都市公園条例の改正について
54	その他	鎌倉広町緑地実施設計の確定について 岩瀬下関防災公園の整備状況について
55	その他	鎌倉広町緑地の実施設計について、
56	その他	歴史的風土保存区域・同特別保存地区（建長寺・永福寺跡）、近郊緑地保全区域同 特別保全地区を視察した。
58	報告	鎌倉広町緑地の実施設計について
59	その他	鎌倉広町緑地の実施設計について
60	その他	鎌倉広町緑地を視察した。
61	報告	鎌倉広町緑地と岩瀬下関防災公園の供用開始について
62	報告	(仮称) 山崎・台峯緑地の実施設計について

未定稿：作成中資料

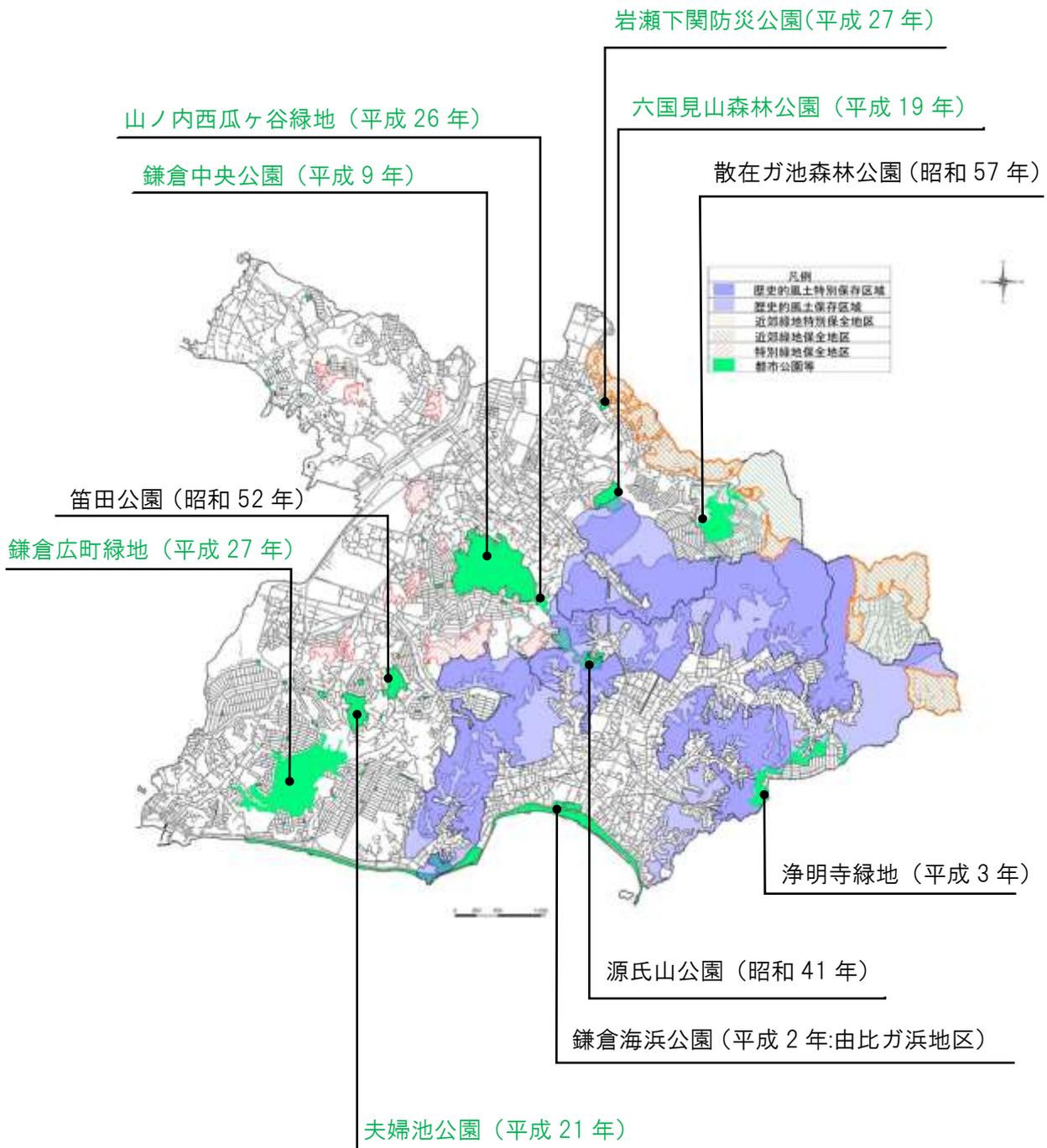
※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

3 鎌倉市内の大規模公園の紹介

※ () 内は、供用開始時期です。(一部供用開始を含む)



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

ア 鎌倉中央公園

【概要】

鎌倉中央公園は、現存する谷戸の生態系への配慮や谷戸景観の保全を図り、自然とのふれあい、農林作業体験やレクリエーション、市民交流等、余暇活動の多様化に対応する施設を導入するとともに、大震災時に避難できる防災公園としても位置付けられている都市公園です。平成 9 年 6 月に開園した第一工区は、「都市緑化植物園」として、市民の緑化意識の高揚の場として、庭木や生け垣の参考となる樹木の見本園である「庭園植物園」やハーブや薬草などの植物を観賞できる「植物園」などを、また緑化に対する相談を受ける「緑の相談所」や災害時における非常食料や飲料水を備蓄する防災備蓄倉庫を公園管理事務所に併設するほか、子供たちが自然とじかに触れ合える「子どもの森」や「修景池・湿生花園」などを整備しました。平成 16 年に供用開始した第二工区は、大部分が樹林地であり、自然が多く残された場であることから、現存する樹林地や湿地の保全を主目的に、残存する畑の活用や疎林広場を整備し谷戸景観を勘案した計画となっています。また、同じく平成 16 年に供用開始した第 3 工区は平地が他の工区に比べて多いことから、余暇活動の多様化に対応するため、農林作業体験のできる場として、現存する田・畑・梅林の活用や炭焼き施設のほか、広場を整備するとともに、谷戸に生息する小動物や昆虫に配慮した湿地を保全するなど、谷戸の生態系への配慮や谷戸景観の保全に配慮した計画としています。

種別	風致公園
面積	23.7ha
所在地	山崎1667番地
都市計画決定	S41.3.2
事業認可	S55.6.27
開園	H9.6.1(一部) H16.4.1(全面)



【整備前の様子】

【整備後の様子】



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

イ 六国見山森林公園

【概要】

かつて山頂より六つの国（相模・武蔵・伊豆・上総・下総・安房）が望め、西には富士山、北には筑波山を眺望できたという言い伝えがあるように、山頂からの眺めが名の由来となっている六国見山森林公園は、戦後の大規模な開発計画の中、宅地に囲まれるように残された貴重な緑地です。昭和 59 年度に市が行なった「公園建設候補地実態調査」では社会的条件や自然的条件等の調査を行い、優先度の高い公園候補地と判断される区域として、夫婦池と周辺の樹林地と合わせて、六国見山と周辺の樹林地が選定されました。公園整備の目的を六国見山北西部の丘陵地の優れた樹林、景観等の自然環境の保全と、身近な緑として自然とのふれあいを大切にした公園とし、平成 19 年 4 月に供用を開始しています。



種別	風致公園
面積	6.9ha
所在地	高野35
開園	H20.4.1



【整備前の様子】

【整備後の様子】



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

ウ 夫婦池公園

【概要】

夫婦池公園にある 2 つの池の成り立ちは、約 330 年前に当時の代官が溜池として掘らせた下池にはじまり、その後、明治 17 年に手広、笛田の両村により、当時の作業員数 500 名で約 1 箇月をかけて上池がつくられたとされています。昭和 59 年度に市が行なった「公園建設候補地実態調査」では社会的条件や自然的条件等の調査を行い、優先度の高い公園候補地と判断される区域として、夫婦池と周辺の樹林地等が選定されました。選定された要因は、地形、緑、水辺の 3 要素ともに優れており、昭和 58 年の緑のマスタープランにおいても公園候補地として位置づけられている点等が挙げられています。また、平成 6 年の夫婦池公園基本計画・基本設計においては、この 2 つの池と周辺環境の特性を活かした公園整備の方針が示されました。その後、公園の用地取得を経て、平成 16 年度から着工した整備工事は平成 21 年 3 月に完了し、「家族とともに自然とのふれあいが楽しめる公園」として、同年 4 月から供用を開始しています。

種別	風致公園
面積	7.7ha
所在地	(パークセンター) 鎌倉山2-2-2
都市計画決定	H.9.9.2
開園	H21.4.1



【整備前の様子】



写真①
上池の様子



写真②
下池の様子

【整備後の様子】



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

エ 山ノ内西瓜ヶ谷緑地

【概要】

【整備前の様子】

【整備後の様子】

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

オ 岩瀬下関防災公園

【概要】

【整備前の様子】

【整備後の様子】

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

カ 鎌倉広町緑地

【概要】

【整備前の様子】

【整備後の様子】

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

第 5 章 都市緑化の取り組み

- ・民有地の緑化に係る制度として風致地区制度や市開発事業条例に基づく、緑化協議を行なっている。
- ・特に昭和 13 年から指定されている風致地区は、その後の古都保存法の指定とも関連し、非常に厚く指定されている。
- ・鎌倉市は多くの緑地の保全をしてきた。
- ・これまで確保してきた緑地の機能が十分に発揮されるよう、市街地の緑の核となる公共施設の緑化などが必要と考えます。

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

1 風致地区内における取り組み

(1) 風致地区指定拡大の経過

(2) 風致地区・開発事業区域内等の緑化

風致地区内行為に伴う緑化、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく開発事業に伴う緑化を行うものです。第 2 次一括法の施行に基づき、平成 25 年 12 月、「鎌倉市風致地区条例」、「鎌倉市風致地区条例施行規則」を制定し、平成 26 年 4 月に施行しました。「鎌倉市風致地区条例」の施行にあたり、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」における風致地区内の緑化協議事務は、風致地区内行為事務と一体的に扱うこととしました。

	～12 年度	～17 年度	～22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
開発事業区域内での緑化協議数(件)	321	357	335	61	53	108	87	86

昭和 13 年当初指定の図面の掲載を検討



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

2 まち並みのみどり奨励事業

(1) 制度の概要

緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業などが住宅・店舗・商業ビル・事務所・駐車場等の接道部を緑化する場合に、その経費の一部を補助する制度です。

市民の緑化活動に対する助成については、生け垣の設置に限定せず、接道部への高木植栽等についても補助の対象としています。

- ・緑化にあたっては、市が土地利用や立地条件等に応じた緑化指導を行っています。

(2) 方針

- ・鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民などによる接道緑化を支援(補助率1/2)します。
- ・街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実に努めます。
- ・都市緑地法による緑地協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法による景観協定区域、鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区及び鎌倉市都市景観条例による景観形成地区内で取り決めがある場合は、接道緑化に対する補助率を2/3としています。

(3) 取り組みと実績

- ・平成12年6月30日までは、「いけがき設置奨励事業」、その後「まち並みのみどりの奨励事業」とし、接道部への高木植栽等についても助成の対象とするなど制度を充実させました。
- ・鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱を平成19年3月27日付で一部改正し、補助対象を「駐車場の接道部を緑化する者」にまで拡大して制度を充実させました。
- ・平成22年度まで、神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金(15件519,000円:累計)を得て事業を執行しました。
- ・平成27年度までに助成した、接道緑化の総延長は、24,390.8mです。
- ・平成27年度、11件の接道緑化を助成し、そのうち補助率が2/3となる接道緑化の補助件数は1件でした(鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区の区域のため)。
- ・危険ブロック塀等除却費の補助※1と連携することで、安全で景観に配慮されたまち並みを生み出しています。



まち並みの緑景観に寄与する接道部の緑化(鎌倉山地区)



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

3 開発事業条例に係る緑化等

(1) 制度の概要

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく開発事業に伴う緑化を行うものです。

(2) 方針

- ・ 緑豊かな快適性の高い居住環境の形成を図るため、開発事業区域内等での緑化を推進します。
- ・ 既存植生や周辺緑地の植生に配慮するなど、地域の特色を反映した開発事業に伴う緑化を推進します。

(3) 取り組みと実績

- ・ 平成 23 年 10 月、「鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例」を制定し、コインパーキング設置に伴う緑化協議が条例で義務付けとなり、平成 24 年 4 月に施行しました。
 - ・ 平成 24 年 7 月、「鎌倉市まちづくり条例」及び「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」を改正し、施行しました。
 - ・ 平成 25 年 5 月、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に関連し、樹木選定参考図・樹木の支柱規格参考図を市ホームページに掲載しました。
 - ・ 「鎌倉市風致地区条例」の施行にあたり、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」における風致地区内の緑化協議事務は、風致地区内行為事務と一体的に扱うこととしました。
 - ・ 平成 26 年度、「鎌倉市まちづくり条例」及び同規則、並びに「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」及び同規則を改正し施行しました。
 - ・ 平成 27 年 7 月 6 日、「鎌倉市まちづくり条例」を改正し施行しました。
 - ・ 平成 27 年 11 月 5 日、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」を改正し施行しました。
- 【鎌倉市まちづくり条例改正(平成 27 年 7 月 6 日)の要旨】
- ・ 「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」や「都市緑地法」の規定に基づく土地の買入れなど、大規模土地取引行為の届出を不要とする事項を追加しました。
 - ・ 平成 27 年度、開発事業区域内で 86 件の緑化協議を行いました。
 - ・ 平成 27 年度、コインパーキングの設置に伴い 12 件の緑化協議を行いました。

	～12 年度	～17 年度	～22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
開発事業区域内での緑化協議数(件)	321	357	335	61	53	108	87	86

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

第 6 章 市民との連携

- ・鎌倉市緑の基本計画では、市民をはじめとした多くの主体が「緑の将来都市像」を共有していくことを目指している。
- ・緑化推進団体、地域緑化指導者、緑のレンジャーの育成と連携に努めてきた経過などについてまとめる。

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

1 緑のレンジャー

(1) 緑のレンジャー（シニア）

ア 目的

確保した緑地の維持管理に対し、市民が適正な役割を担える仕組みをつくるため、連携の推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャー(シニア)を育成します。

イ 活動内容

市内に在住、在勤又は在学する 18 歳以上の者を対象に、1 年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。



(2) 緑のレンジャー（ジュニア）

ア 目的

自然の生き物や草花とふれあうことで、自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成します。

イ 活動内容

小学校 4・5 年生を対象に、毎月第 2 土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに、公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。



(3) 方針

- ・緑のレンジャーの育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施します。
- ・市民との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その受け皿となる実施・運営機能を備えた公的な市民団体の育成を図ります。
- ・地域に根付いた緑地管理支援組織として、緑のレンジャーを中心とした地域住民が適正な役割を担います。
- ・子どもたちに自然の大切さを知ってもらうため、緑化推進団体等と連携し自然観察や各種体験講座を実施します。

(4) 取り組みと実績

- ・緑のレンジャー(ジュニア、シニア)に、平成 27 年度は 67 名(延べ 544 名)が参加しました。
- ・延べ 473 名(会員数 75 名)が自主活動(計 18 回)に参加しました。
- ・緑の学校や緑のレンジャーは、平成 20 年度から民間への委託により運営されており、平成 20～27 年度は鎌倉市公園協会に委託しました。

	～12 年度	17 年度	～22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
ジュニア参加者(人)	216	33	127	16	40	46	37	45
シニア参加者(人)	119	29	57	7	14	16	22	22
自主活動延参加者(延人)	876	493	1,620	246	385	286	274	473

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

2 緑の学校

(1) 目的

緑の知識の普及の一環として、講義や自然観察会などを通して、緑の効用や仕組みを理解していただくことを目的としています。

(2) 講座内容（平成 27 年度）

回	講座名	活動場所
1	講義「鎌倉時代の花」	鎌倉生涯学習センター
2	自然観察会「新緑を楽しむ」	鎌倉市役所～佐助住宅地～佐助隧道～佐助稲荷～源氏山公園～旗立山頂上～寿福寺墓地～巽神社
3	講義「緑との共生」	鎌倉生涯学習センター
4	自然観察会「海辺を歩く」	稲村ガ崎～音無川～稲村ガ崎
5	講義「緑の現状」	鎌倉生涯学習センター
6	自然観察会「初秋の散在ガ池を歩く」	散在ガ池森林公園
7	自然観察会「湿地の動植物」	鎌倉中央公園
8	講義「源実朝の金槐和歌集の花と緑」	鎌倉生涯学習センター
9	自然観察会「ネイチャートレイル鎌倉横浜」	横浜自然観察の森
10	自然観察会「鎌倉の紅葉」	大塔宮～獅子舞・天園ハイキングコース～覚園寺～大塔宮

(3) 取り組みと実績

- ・緑の学校は、平成 20 年度から民間への委託により運営されており、平成 20～28 年度は鎌倉市公園協会に委託しました。
- ・平成 23 年度から、湯浅浩史氏(元東京農業大学教授・一般財団法人進化生物学研究所)を講師として招き、年 3 回の講義を担当していただいています。(第 1 回、第 3 回、第 8 回)
- ・平成 27 年度の受講者数は 48 人、延べ受講者 340 人となりました。
- ・平成 28 年 3 月 21 日、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者を育成するため、緑の学校の受講修了者等を対象に鎌倉中央公園での自然観察会を実施し、16 人が参加しました。



緑の学校講義風景(湯浅浩史氏による講義「源実朝の金槐和歌集の花と緑」)

緑の学校	～12 年度	17 年度	～22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
受講者数(人)	324	31	95	50	50	48	49	48
延受講者数(人)	2,904	245	617	340	345	330	333	340
修了者等講習会 受講者数(人)	109	—	61	12	20	10	14	16

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

3 公園愛護会など

(1) 公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会

要綱と実際の取り組みを記載。

(2) 緑地保全ボランティアグループ NPO 緑のレンジャー…活動紹介（山内さん）

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

(3) 緑化推進団体

ア 鎌倉風致保存会…活動紹介

平成 27 年度に実施した鎌倉風致保存会による関連事業

- ・緑地保全事業及び普及啓発活動事業として、十二所果樹園、御谷山林、笹目緑地、史跡及び寺社所有緑地等での、会員・ボランティアによる維持管理作業を 34 回実施しました(参加者数 792 名)。
- ・緑地保存のため平成 18 年 1 月に取得した十二所果樹園については、市民の憩いの場としての環境整備を進める中で、平成 20 年度より通年開園とし、梅・栗の一般市民への販売を行っています。
- ・建造物等保存事業として、昭和 58 年に保存会が保存建造物に指定し、平成 21 年に鎌倉市景観重要建築物に指定された大佛次郎茶亭の維持・管理を助成し、春・秋各 1 日間茶亭を一般公開(入場者数 993 人)して保存会活動の普及・啓発を行いました。
- ・普及啓発活動事業として、市立中学校 7 校の 3 年生を対象に、緑地管理等のボランティア体験学習を計画し、市立小学校 1 校を含む 8 校 973 人の生徒が参加しました。
- ・平成 27 年 11 月 23 日、御谷緑地において「里山ふれあい祭」をリニューアルした「かまくら里山フェスタ」を開催しました。(参加者数 215 名)。
- ・その他、体験学習・研修会の受け入れや、展示会の開催、各種普及啓発イベントの実施、ハイキングコースのパトロール、保存会機関紙の発行などを実施しています。
- ・鎌倉風致保存会の会員数は、平成 27 年 3 月末で 404 人です。

※鎌倉風致保存会は、平成 23 年 4 月 1 日付で公益財団法人となり、平成 24 年 2 月 16 日付で税額控除団体となりました。



かまくら里山フェスタでの積み木積み大会



子どもによる緑地管理のボランティア
(写真提供：鎌倉風致保存会)

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

イ 鎌倉公園協会…活動紹介

平成 27 年度に実施した鎌倉市公園協会による関連事業

- ・鎌倉中央公園で田畑の保全を目的とした農作業体験事業を 78 回開催し、延べ 851 人が参加しました。
 - ・鎌倉中央公園で「雑木林体験事業」を 18 回開催し、延べ 101 人が参加しました。
 - ・鎌倉中央公園で綿の種まきなどの「農芸体験事業」を 8 回開催し、延べ 77 人が参加しました。
 - ・鎌倉中央公園で野鳥観察などの「生態系保全体験事業」を 13 回開催し、延べ 136 人が参加しました。
 - ・鎌倉中央公園で「植物育成体験事業」を 3 回開催し、延べ 17 人が参加しました。
 - ・平成 27 年 4 月 29 日、「わくわく花フェスタ」が鎌倉中央公園で開催され、約 4,500 人が来場しました。
 - ・平成 27 年 4 月 27 日～5 月 6 日、鎌倉中央公園でこいのぼりを飾りました。
 - ・平成 27 年 7 月 25 日～27 日、「おはよう花市」が鎌倉中央公園で開催され、約 240 人が来場しました。
 - ・平成 27 年 7 月 8 日、「ハーブを楽しむ会」が鎌倉中央公園で開催され、37 人が来場しました。
 - ・平成 27 年 10 月 25 日、「鎌倉中央公園フェスティバル」が鎌倉中央公園で開催され、約 2,500 人が来場しました。
 - ・平成 27 年 5、7、11 月、鎌倉中央公園で「お茶席」が 6 日間開催され、延べ 173 人が来場しました。
 - ・平成 28 年 1 月 14 日、「春の七草粥とどんど焼き」が鎌倉中央公園で開催され、約 400 人が来場しました。
 - ・平成 27 年度、鎌倉中央公園等で「自然観察会」を 12 回開催し、延べ 77 人が参加しました。
- ※各種講習会については 89 ページに掲載しています。



鎌倉中央公園で行われたおはよう花市
(写真提供：鎌倉市公園協会)



わくわく花フェスタでの花苗の販売
(写真提供：鎌倉市公園協会)

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

第 7 章 コラム

- ・緑の基本計画策定後 20 年、緑政審議会の経過をふりかえる中で、多くの委員、事務局職員が関わってきました。
- ・現職の学識委員、比較的長期に渡り委員を努められた市議会選出委員等に鎌倉市の緑地保全に意見してきたこと等について、思い出などを書いていただきます。
- ・あわせて、基本計画の策定、改訂に深く関わった元職員に当時の振り返りを書いていただきます。

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

1 緑政審議会

奥水 肇（明治大学農学部前教授）

越澤 明（北海道大学名誉教授）

石川 幹子（中央大学教授）

志村 直愛（東北芸術工科大学教授）

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

岩田 晴夫（元・慶應義塾大学非常勤講師）

入江 彰昭（東京農業大学准教授）

藤原 良章（青山学院大学文学部教授）

秋山 哲雄（国士舘大学教授）

※元委員で、市議会選出の 5 年以上の方を予定

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

2 国、県

高梨 雅明（元国土交通省都市局審議官）

舟引 敏明（元国土交通省都市局大臣参謀審議官）

榑野 良明（国土交通省都市局審議官）

古澤 達也（国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室長）

金子 真理子（神奈川県環境農政局長）

3 市関連

土屋 志郎（元まちづくり景観部部長）

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

川名 達哉（元まちづくり景観部みどり課長）

小林 正敏（元まちづくり景観部みどり課長補佐）

大場 将光（まちづくり景観部長）

みどり課・事務局（課長以上の現職）

4 その他 関連

鈴木登美子先生プロフィール（緑の基本計画 絵のご協力）

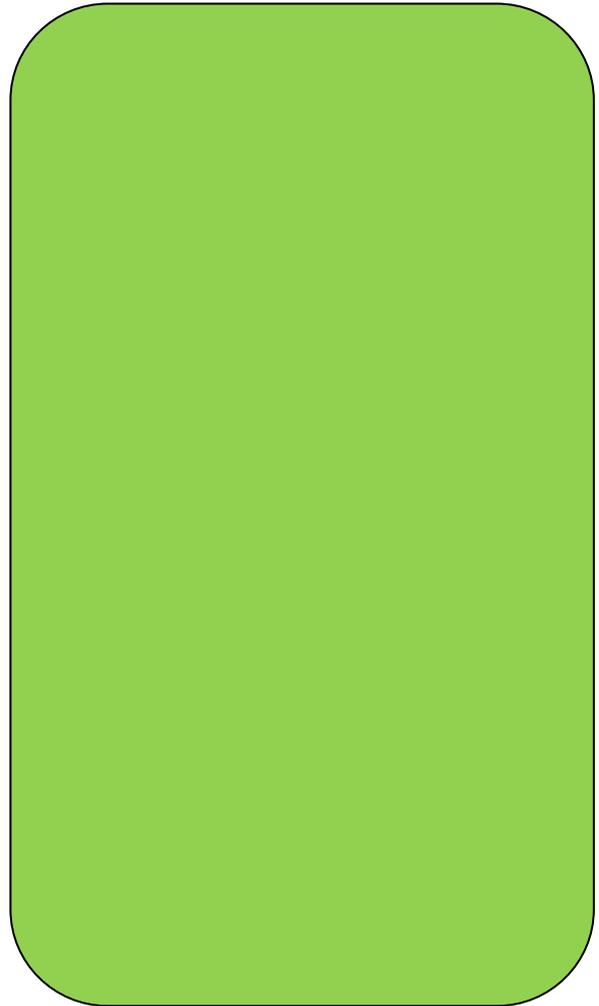
未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

第 8 章 外部からの評価



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

1 緑の都市賞

- ・表彰の概要
- ・石渡市長表彰状授与の写真、表彰当日の集合写真等

2 緑の基本計画優秀事例(1 度目、2 度目)



- ・表彰の概要
- ・写真、賞状、記事の記録

3 鎌倉風致保存会

- ・緑の都市賞
- ・美し国づくり表彰

4 鎌倉公園協会

- ・都市公園コンクール会長賞



5 その他

- ・平成 22 年度に開催された COP10 における発表

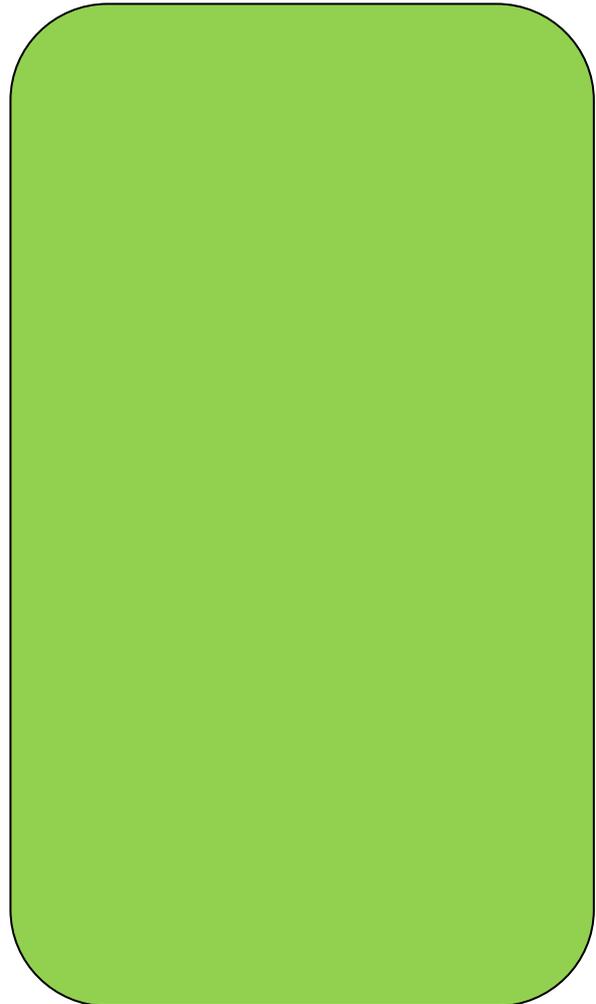
未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

第 9 章 緑と関係が深い市の施策



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

1 歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的とした取り組み (旧華頂宮邸、扇湖山荘、明月荘、川喜多邸の取り組みの記録)

(1) 景観重要建造物等と一体となった都市公園

- ・歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的に建築物と庭園を一体化し、都市公園として整備するものです。
- ・公園施設の上限(建ぺい率 2%)に、20%の上乗せ特例が認められます。
- ・対象となる建築物は、国宝・重要文化財指定建築物、登録有形文化財登録建築物、景観重要建造物等です。
- ・景観重要建造物の指定、登録有形文化財の登録等の状況に応じて、旧華頂宮邸、扇湖山荘を都市公園としての整備に向けて推進します。

(2) 取り組みと実績

【(仮称)華頂宮公園】

- ・平成 18 年 10 月 27 日、旧華頂宮邸※1 が、「日本の歴史公園 100 選※2」に選定されました。
- ・平成 24 年 3 月に旧華頂宮邸活用検討協議会から市長へ提出された『旧華頂宮邸の保全活用に向けて「提言」』を受け、平成 25 年 9 月から平成 28 年 3 月まで旧華頂宮邸暫定活用運営会議を設置し、保全活用の検討及び実験活用を実施しました。
- ・庭園を一般に公開(月・火曜日、年末年始を除く毎日)し、平成 27 年度は 8,543 人が来園しました。
- ・建物内部は、4 月・10 月の 2 回(各 2 日間)公開し、平成 27 年度は、2,726 人が来園しました。
- ・平成 27 年 5 月 23 日、実験活用「一日だけの邸宅写真館」を実施し、5 組 26 人が参加しました。
- ・平成 27 年 9 月 23 日、実験活用「チェンバロコンサート」を開催し、115 人が参加しました。
- ・平成 27 年 12 月 4 日、和館「無為庵」を特別公開し、398 人が来園しました。



(仮称)華頂宮公園の庭園



(仮称)扇湖山荘公園テラスから見える木々と海



紅葉と(仮称)華頂宮公園

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

第 10 章 資 料



未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

1 緑の基本計画の図面の対比による成果

- ・緑の基本計画概要版掲載の実績図
- ・平成 8 年緑の基本計画施策方針図との対比、実現してきた取り組みの記録

2 緑地保全基金の経緯

3 鎌倉市緑政審議会委員の開催記録と歴代委員、事務局

■鎌倉市緑政審議会の主な審議項目等

回	開催日	主な審議項目等
第 1 回	平成 10 年 1 月 23 日	・審議会の公開等の取り扱いについて ・審議事項及び審議方法について ・鎌倉市の緑に関する現状と課題について
第 2 回	平成 10 年 5 月 15 日	・緑地保全推進地区の指定について(市長からの諮問事項) ・緑地の買入れ基準について(市長からの諮問事項)
第 3 回	平成 10 年 7 月 31 日	・緑地保全推進地区の指定について ・緑地保全推進地区指定検討対象地所有者への意見聴取方法について ・緑地の買入れ基準、買入れ要望について ・広町、台峯について
第 4 回	平成 10 年 10 月 9 日	・緑政審議会部会中間報告について ・緑地保全推進地区指定検討対象地の作業状況について ・緑地の買入れ基準について ・平成 11 年度の緑地の買入れについて
回	開催日	主な審議項目等
第 5 回	平成 11 年 1 月 20 日	・緑地の買入れ基準について ・緑地保全推進地区指定検討対象地の作業進捗状況について ・緑政審議会部会中間報告について ・市町村森林整備計画について
第 6 回	平成 11 年 3 月 1 日	・緑政審議会部会中間報告について ・緑地[(仮称)植木貞宗寺緑地]の買入れの報告について
第 7 回	平成 11 年 5 月 7 日	・緑政実績について ・緑政審議会部会の中間報告について ・広町に係る保全方策について(市長からの諮問事項) ・緑地保全地区の指定検討について
第 8 回	平成 11 年 7 月 9 日	・傍聴者の取り扱い、会議資料の公開について ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第 9 回	平成 11 年 8 月 17 日	・広町に係る保全方策について

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

		・緑地保全推進地区の指定検討について
第 10 回	平成 11 年 10 月 22 日	・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について ・平成 12 年度緑地の買入れについて
第 11 回	平成 11 年 11 月 26 日	・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第 12 回	平成 12 年 1 月 21 日	・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第 13 回	平成 12 年 3 月 30 日	・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第 14 回	平成 12 年 5 月 26 日	・平成 11 年度緑政実績について ・広町の緑の保全に向けての保全方策について
第 15 回	平成 12 年 7 月 31 日	・広町の緑の保全に向けての保全方策について ・緑の基本計画の見直しの方針について
第 16 回	平成 12 年 10 月 13 日	・平成 13 年度緑地の買入れについて
第 17 回	平成 13 年 1 月 19 日	・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
第 18 回	平成 13 年 3 月 28 日	・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
第 19 回	平成 13 年 6 月 1 日	・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・平成 12 年度緑政実績について ・鎌倉市自然環境調査について ・緑地保全統合補助事業について
第 20 回	平成 13 年 10 月 5 日	・平成 14 年度緑地の買入について ・緑地保全地区の指定について ・鎌倉市自然環境調査について
第 21 回	平成 14 年 1 月 18 日	・緑地保全地区の指定について ・緑政審議会委員について ・(仮)鎌倉市まちづくり基準条例大綱(案)について
第 22 回	平成 14 年 5 月 24 日	・平成 13 年度緑政実績について ・歴史的風土保存地区拡大後の取り組みについて ・鎌倉市緑の基本計画見直しのその後の状況について ・鎌倉市自然環境調査について ・緑地保全地区の指定について ・(仮)鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例大綱(案)について

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

回	開催日	主な審議項目等
第 23 回	平成 14 年 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度緑地の買入れについて ・緑地保全地区の指定について ・鎌倉市自然環境調査について ・広町・台峯のその後の状況について ・常盤山のその後の状況について ・歴史的風土保存地区拡大後の取り組みについて ・世界遺産登録について ・鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例について
第 24 回	平成 15 年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全推進地区内行為の手続きについて ・広町・台峯のその後の状況について ・常盤山のその後の状況について ・歴史的風土保存地区の指定について ・緑地保全地区の指定について ・鎌倉市自然環境調査について
第 25 回	平成 15 年 5 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年度緑政実績について ・鎌倉市自然環境調査について ・広町・常盤山のその後の状況について ・首都圏における自然環境の総点検に関するワーキンググループについて
第 26 回	平成 15 年 7 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町(都市林)の基本構想について ・緑地保全地区の指定について ・常盤山のその後の状況について ・文化財の発掘調査について
第 27 回	平成 15 年 10 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度緑地の買入れについて ・平成 15 年度「緑の都市賞」の入賞について ・常盤山のその後の状況について ・常盤山の歴史的風土保存地区の指定について ・広町(都市林)の用地取得及び基本構想について
第 28 回	平成 16 年 1 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町(都市林)の用地取得及び基本構想について ・鎌倉広町緑地の都市計画決定の手続について ・近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて ・緑地の買入れについて ・緑政審議会委員について
第 29 回	平成 16 年 7 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出及び会長職務代理者の指名について ・近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて ・(仮称)鎌倉広町緑地の基本計画(案)について
第 30 回	平成 16 年 11 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)青蓮寺緑地保全推進地区について(市長からの諮問事項) ・(仮称)鎌倉広町緑地の基本計画について ・緑地の買入れについて ・(仮称)常盤山緑地保全地区の指定について ・岡本地区緑地保全推進地区内行為の協議について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
第 31 回	平成 17 年 3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・青蓮寺緑地保全推進地区について(市長への答申) ・文化財の発掘調査について ・台峯の保全について ・歴史的風土特別保存地区の拡大について ・近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて ・岩瀬地区の近郊緑地保全区域指定について ・(仮称)鎌倉広町緑地基本設計(素案)について ・緑地の買入れについて ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・景観法制定に伴う本市の対応について ・岡本地区緑地保全推進地区内行為の協議について
回	開催日	主な審議項目等

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

第 32 回	平成 17 年 7 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度緑政実績について (仮称)鎌倉広町緑地基本設計について 台峯の保全について 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて 岡本緑地保全推進地区内行為について 緑政審議会委員について
第 33 回	平成 17 年 11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> 台峯の保全について 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて 近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて
第 34 回	平成 18 年 1 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> 緑地の買入れについて 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて 岡本緑地保全推進地区内行為について
第 35 回	平成 18 年 3 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑の基本計画(案)について 緑地の買入れについて 台峯の保全について 岡本緑地保全推進地区内行為について
第 36 回	平成 18 年 5 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑の基本計画(案)について 台峯の保全について
第 37 回	平成 18 年 7 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度緑政実績について (仮称)山崎・台峯緑地基本構想について 鎌倉市緑の基本計画について
第 38 回	平成 18 年 11 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)山崎・台峯緑地基本計画(素案)について 常盤山保全配慮地区の施策展開方針(案)について 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定について 古都保存法施行 40 周年記念事業について 「日本の歴史公園 100 選」(都市公園法施行 50 周年記念事業)選定結果について 「美しい日本の歴史的風土 100 選」(古都保存法施行 40 周年記念事業)について
第 39 回	平成 19 年 1 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定について (仮称)山崎・台峯緑地基本計画(案)について 特別緑地保全地区の指定に向けた手続の状況について 「みどりと友好のシンポ」と「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」について
第 40 回	平成 19 年 7 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑の基本計画実現に向けた取り組みについて (仮称)山崎・台峯緑地基本計画の確定、都市計画決定の手続きの状況について 寺分一丁目特別緑地保全地区の都市計画決定の手続きについて 天神山特別緑地保全地区の指定に向けた保安林指定権者との協議の状況について 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定に伴う今泉北自然環境保全地域の指定解除について 平成 18 年度に買入れた緑地について 六国見山森林公園の供用開始について 鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について 国土交通省社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会、第 11 回歴史的風土部会の開催概要について 多摩・三浦丘陵自治体広域連携会議の「取り組みの基本的方向性」について
第 41 回	平成 19 年 10 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)山崎・台峯緑地基本設計(案)について 市民緑地契約の締結の施策方針(案)について 緑地保全に係る法制度適用に伴う緑地保全推進地区の変更等の考え方について グリーンバンク制度の変更の方針の考え方について

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

回	開催日	主な審議項目等
第 42 回	平成 20 年 1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出、及び会長職務代理の指名 ・寺分一丁目特別緑地保全地区の指定について ・(仮称)山崎・台峯緑地基本設計の確定について ・緑地保全に係る法制度適用に伴う緑地保全推進地区制度の運用について ・美しい日本の歴史的風土・環境フォーラムの開催について ・景観地区・高度地区の指定について ・国土交通省社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会第 12 回歴史的風土部会で議決された、歴史的風土の保存・継承小委員会報告について
第 43 回	平成 20 年 7 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度緑政実績「鎌倉市のみどり(緑の基本計画実現に向けた取り組み)」について ・近郊緑地特別保全地区の指定について ・手広・笛田特別緑地保全地区の指定について ・緑地の買入れについて 【現場視察】 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)山崎・台峯緑地 ・特別緑地保全地区及び同候補地(寺分一丁目地区、等覚寺地区、手広・笛田地区、青蓮寺地区、手広地区) ・(仮称)夫婦池公園
第 44 回	平成 20 年 10 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・天神山特別緑地保全地区の指定(都市計画決定)について ・手広・笛田特別緑地保全地区の指定候補地について ・台保全配慮地区内の緑地保全施策検討の状況について
第 45 回	平成 21 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・近郊緑地特別保全地区の指定について ・(仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地の施策方針について ・緑地寄附受入体制整備の取り組みについて ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)の施行について ・市民との協働による緑地保全制度の検討について
第 46 回	平成 21 年 7 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度緑政実績について ・夫婦池公園の供用開始について ・梶原五丁目地区の緑地保全に係る施策方針案について ・確保緑地の適正整備事業について ・緑の基本計画の見直しに向けた取り組みについて ・緑地環境整備総合支援事業の活用について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について ・多摩・三浦丘陵の緑と水をつなぐシンポジウムについて
第 47 回	平成 21 年 11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・手広・笛田特別緑地保全地区の指定について ・緑の基本計画の見直しに向けて市民から提出された意見について ・緑政上の課題解決と緑の基本計画の見直しの方向性について ・緑地保全推進地区内行為について ・緑地環境整備総合支援事業に関する資料配付について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選の事務手続について
第 48 回	平成 22 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地の都市計画決定について ・市民緑地制度の運用について ・緑の基本計画の見直しについて
第 49 回	平成 22 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度緑政実績について ・緑の基本計画の見直しについて ・近郊緑地特別保全地区の指定及び常盤山特別緑地保全地区の変更についての情報提供 ・COP10 への鎌倉市の参加について

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

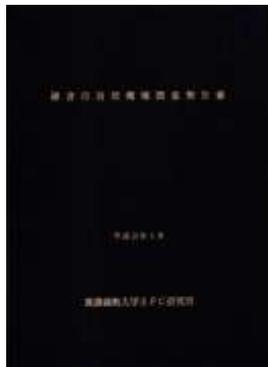
資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

回	開催日	主な審議項目等
第 50 回	平成 23 年 1 月 28 日	・緑の基本計画の見直しについて ・緑地保全推進地区内行為の完了について ・岩瀬下関防災公園の整備について 【現場視察】 ・扇湖山荘
第 51 回	平成 23 年 5 月 23 日	・鎌倉市緑の基本計画(素案)について
第 52 回	平成 23 年 7 月 22 日	・鎌倉市緑の基本計画(案)について ・平成 22 年度緑政実績について ・岩瀬下関防災公園の都市計画決定について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について

5 鎌倉市自然環境調査報告書(平成 15 年 3 月 慶応義塾大学 SFC 研究所)

鎌倉市自然環境調査は、鎌倉市緑の基本計画(平成 8 年 4 月)を推進するため、保全しようとする緑地の自然環境調査を行い、緑地保全方策等の検討や自然環境面に影響のおそれのある事業が構想された際に、より環境に配慮されたものとなるよう調整を行なうため、必要となる基礎資料とすること等を目的に作成されました。本調査の対象緑地は、緑地保全推進地区及び指定検討対象地の 22 地区、約 221 h a です。



6 関係する成果、写真、報道資料等

未定稿：作成中資料

※審議会の意見を踏まえる等により、記載内容は変更となる場合があります。

資料 2

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

おわりに

緑政審議会会長職務代理 越澤 明



※掲載している資料及び写真は、出展を示したものの以外、神奈川県及び鎌倉市の行政資料。

